

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会（第1回）

日時：平成22年12月17日（金） 9：30～12：30

場所：ホテルフラシオン青山 孔雀の間

○猿田課長補佐 それでは、定刻となりましたので、これより第1回企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会を開催いたします。

本日は、年末、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、環境省環境経済課課長補佐の猿田でございます。よろしくお願いいたします。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。

まず初めに、配付資料のご説明をさせていただきます。お手元にお配りいたしました議事次第をご確認いただけますでしょうか。

資料1といたしまして、本検討委員会委員名簿となっております。

資料2ですが、環境経営と環境情報開示ということで、資料が入っております。

資料3につきましては、委員のみの配付となっておりますが、今日プレゼンをやっている藤井様と平塚様の資料となっております。

資料4ですが、現状の環境報告に係る課題が入っております。

資料5ですが、今日委員で参加していただいております各企業の皆様の環境経営の取組紹介資料ということで、資料5につきましても、本日は委員のみの配付となっております。

資料6ですが、今後の進め方・ワーキンググループについてということで、資料をお配りしております。

参考資料といたしまして、3つございます。1つは、中央環境審議会、環境と金融に関する専門委員会報告書からの抜粋でございます。参考資料2といたしましては、環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書からの抜粋、参考資料3といたしまして、中長期ロードマップ小委員会ものづくりワーキンググループの11月10日時点の取りまとめ案（概要）ということで、参考までに配付させていただきました。

続きまして、検討委員会の開催に当たりまして、環境経済課長の正田からごあいさつ申し上げます。

○正田課長 環境経済課の正田でございます。委員の皆様、大変お忙しい中、また、年末にもかかわらず、当検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平素より環境行政の推進にご指導を賜っておりますことに、この場を借りまして改めて御礼申し上げます。

私どもは、環境に配慮した事業活動を推進をする、これに向けまして、さまざまな施策

を進めているところでございます。その中で、各企業が環境にすぐれた取組をしているといったことが適正に評価されていることが大変大切だと思っております。そのためにも、企業の情報開示のあり方は大変重要なことだと認識しております。

私ども、これまでに、平成17年度には環境会計のガイドライン、また、平成19年度に環境報告ガイドラインの改訂を行いまして、取組を進めているところでございます。他方で、前回、今申し上げました改訂から時間の経過がでございます。特にこの分野は国際的に見ましてもいろいろな進捗が進んでいるところでございます。その中で、中央環境審議会などの議論の中で、今後の開示のあり方につきまして、課題、また、改善点についてご指摘をいただいたところでございます。このような点を受けまして、今般、来年度に向けまして、今申し上げました環境会計、環境報告のガイドラインを改訂してまいりたいと、当検討会を設置いたしまして、ご議論賜るということにしたわけでございます。

私どもの施策を展開していく上で、企業の情報開示のあり方というのは大変重要なポイントだと思っております。ぜひ委員の皆様方には活発なご議論を賜りまして、ご指導を賜ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

○猿田課長補佐 それでは、本委員会の委員長でございますが、環境情報開示に非常に精通しておられます上智大学経済学部の上妻先生にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。——どうもありがとうございます。それでは、上妻先生に座長をお願いしたいと存じます。

これより先の議事進行につきましては、上妻委員長、お願いいたします。

○上妻委員長 皆さん、おはようございます。上智大学の上妻でございます。本検討会の取りまとめ役という重責を仰せつかりまして、非常に緊張しております。

つい最近、COP16が終わりましたが、日本政府がこれまでにない強い態度で筋を通したことを、私はすごく評価しております。その意味で、今回のCOP16では大きな状況の変化があったのだと思うのですが、企業を取り巻く厳しい環境についてはほとんど変わっておりません。にもかかわらず、開示規制や実務の動向はこの4、5年間ですごく進化しており、我々の抱えている問題はかなりたくさんあるように思います。本検討会では、必ずしも審議の時間が十分というわけではございませんので、ぜひ皆様のご協力を得て、効率的な検討を行って参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本検討会にご参加いただいている各委員の皆様から、自己紹介の形式でご所

属とお名前をいただきたいと思います。

なお、神戸大学の國部委員は本日ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、順番は名簿の順に、稲永委員からお願いいたします。

- 稲永委員 トーマツ審査評価機構の稲永です。よろしくお願いいたします。
- 魚住委員 KPMGあずさサステナビリティの魚住です。よろしくお願いいたします。
- 小野委員 帝人株式会社の小野と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤委員 三菱UFJ信託銀行、加藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 菊池委員 大和証券投資信託委託の菊池でございます。よろしくお願いいたします。
- 後藤委員 環境監査研究会の後藤です。よろしくお願いいたします。
- 佐藤委員 弁護士の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 竹ヶ原委員 政策投資銀行の竹ヶ原でございます。よろしくお願いいたします。
- 富田委員 ソニーの富田でございます。よろしくお願いいたします。
- 西堤委員 トヨタ自動車の西堤と申します。よろしくお願いいたします。
- 古田委員 キヤノンの古田でございます。よろしくお願いいたします。
- 八木委員 横浜国立大学の八木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、本検討会の目的について説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○猿田課長補佐 それでは、お手元にあります資料2をごらんいただけますでしょうか。この資料2につきまして、環境省からの説明の際にたびたび使っていきたいと思っております。

まず、1の本検討委員会の目的というところで、目的をお話する前に、持続可能な社会づくりということで、その中におけます環境経営と環境情報開示の位置づけということで、少しご説明したいと思います。

企業の環境配慮の行動を促進するための仕組みといたしまして、大きく4つの要素があると考えております。まず1つは、持続可能な社会の実現のためには、環境経営の取組が必要不可欠ということで環境経営の取組を促進する仕組み、2つ目といたしましては、そのような企業の環境取組を評価するためには、環境情報を適切に開示することが必要ということで環境情報開示の仕組み、3つ目にそれらの情報を適切に評価するといった意味で

環境経営を評価する仕組み、最後に、環境にすぐれた企業が報われる（お金が集まる）には、消費者・投資家が環境経営を正しく理解して消費や投資を実行することが必要ということで、アクションに結ぶつための仕組み、その大きな4つの要素が必要です。そういう評価を受けて、さらにその企業の方々が、より自社の環境取組をやっていただく、そういう好循環につながる仕組みというものが持続可能な社会の実現のためには必要なのだというふうに考えております。そして、これらが有効に機能するためには、さらなる理解と普及が必要であると考えております。

続きまして、少し視点を変えて、成長戦略と環境経営という点に関してご説明いたしますと、APECでもグリーン経済の観点で成長戦略の中に盛り込まれておりますが、環境分野を特に成長させていくためには、環境配慮型でない製品をより環境配慮型に転換していく必要があるというように考えております。また、環境取組の先進的な企業から、そうでない他の企業に対してその取組を波及していくことが非常に効果的であると考えております。また、その取組に関しましては、グローバルに考えますと、各国と協力して環境経営の取組を進めていくということが、地球全体の環境保全のためには必要であるというようにも考えております。

そのような方向性、目指すべきところを踏まえまして、本検討委員会の目的といたしましては、以下の大きく2つについてご検討いただければというように考えております。

1つ目といたしましては、企業経営における環境にすぐれた取組や環境への努力が適正に評価され、その企業が報われる仕組みをつくるために有用な環境情報開示のあり方を検討するといった点が1点でございます。そして、もう1点といたしましては、企業の環境経営・環境情報開示が促進されるための施策について検討する、この大きく2点についてご検討いただければと思っております。

あわせて、環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインの改訂に向けまして、現状の課題と改訂の方向性も確認していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○上妻委員長 ありがとうございます。

本日は、委員の皆様他に、2人のゲストスピーカーにご出席いただいております。

ご紹介いたします。左のほうから、上智大学大学院地球環境学研究科、藤井良広様でございます。

そのお隣が、経済産業省経済産業政策局企画官の平塚敦之様でございます。

藤井先生は、参考資料のほうにも添付しておりますように、環境と金融に関する専門委員会委員、それから、中長期ロードマップ小委員会におけるものづくりワーキンググループの座長を務められておりまして、また、平塚企画官は、CSRの開示や企業会計についての国際的動向に精通されておられます。

議事に先立ちまして、お2人から、幅広い視野からのご講演をお願いしたいと思います。

それでは、まず、藤井先生をお願いいたします。

○藤井教授 事前に環境省の猿田さんから、この会議に出席して何か言うように言われたのですが、メンバーを見て、やめてくれと申しました。というのは、皆さん専門家の方々ばかりで、言ってみれば、この分野のオールスターの方ばかりだと思います。なので、「自分たちでやれ」という感じです。私が特に言うこともないのですが、猿田さんのご要請もありまして、10分間、務めさせていただきます。

私は、この皆様方の検討会に非常に大きな期待を持っています。今年の2月ですか、アメリカのSECがカーボンについての開示ガイドラインを出されました。それをある種の国際水準として、皆様にはそれを上回るものの方向性を出してくれることを、期待しております。これは私のお願いでございます。

今、求められているものということで、この検討会ではカーボン債務、もちろん環境情報全体をご議論されるわけだと思います。とりわけカーボンを企業価値としてどう評価するのが課題です。現在、地球環境基本法案ですか、国会に提案されていますが、法案の名前も最近はちょっと覚えられないのですが、この法案ができるかどうかわかりませんが、できようできまいと、グローバル企業はカーボンに対応しなければなりません。例えばすでに規制のあるEUで活動しておれば、日本の企業であっても、カーボン排出削減にどう取り組むのか、規制によってどういう影響を受けているのかということを投資家から問われます。SECのガイドラインにもそのように書いてあるわけですね。ですから、法律の行方はともかくとして、自社が抱えているカーボンの影響というものをどう把握するかということは、企業価値そのものにも既に影響しているのです。こうしたことを、検討会でどう考えていくのか。

それから、一方で、低炭素社会というのは環境ビジネスの商機にもなります。カーボンのビジネスチャンスについてどう考えるのか。

そして、最後に、低炭素型なのですが、スマートものづくりをどう構築していくのか。

先ほどご紹介がありました中央環境審議会の中長期ロードマップ小委員会の中で、私はものづくりワーキングに所属し、「低炭素型スマートものづくり」というコンセプトを出しております。これについてご紹介したいということです。

最初に、すべてのことをアメリカにならう必要はないのですけれども、SECのガイドラインは大事です。それは企業が排出するカーボンの取り扱いを、環境債務の延長として位置づけています。環境債務というのは何かというと、企業が企業活動に伴って環境に及ぼす影響を過去、現在、将来の影響についても推測して、その費用、負担をバランスシートに開示するということです。ですから、影響の量の把握は当然ですけれども、それだけではなくて、費用、債務のコストを把握して、それをプライスとして財務諸表に開示するということを意味します。それは外部費用の内部化ということです。環境債務を把握することは、企業としても資源を適正に配分するにもつながります。企業にとって資源配分の適正化は当たり前のことですが、その結果として企業価値がより明確になり、投資家にもわかりやすくなるということです。

カーボン債務の概念も環境債務の一つです。マクロ的にはCOP16で議論があったように、ひとしく各国が地球に対して削減義務を負う負債ということです。これは中国も日本もアメリカも途上国も皆同じ責任を負うという意味において、人類の共通の負債、債務ということです。ただ、ミクロで考えますと、結果的に各国ごとに条約に基づいて削減配分を行うわけですから、実は配分の仕方とか、規制の仕方、あるいは国によって、ある部分は削減量を減らして守らなければならないとか、そういう問題も出てきます。したがって各国の規制が異なることは、条約でも「共通だが、差異ある責任」として認められていますが、カーボンの債務を企業社会に位置づけていく中においてもそういう問題が出てくる。この点は、今の一般的な環境債務とカーボン債務の違いです。というのは、カーボンの場合は、企業だけではなくて、個人も含めて人間活動のあらゆるものがCO₂を出すわけですから。たとえば牧畜で飼う牛のげっぷもメタンが入っているので、CO₂以上の温室効果ガスがいっぱい出てくるわけですから。そういうことを含めて、総合的な対策が必要であり、その対策・規制の枠組みは国によって違うことに企業は対応しなければならない。つまり規制のリスク、規制の仕組みによって、企業が負う負債の中身も変わってくる。この点がポイントだと思います。

この図表はご存じの方も多と思いますが、アメリカのトゥルーコストがUNEPFIとPRIと共同でやった調査です。企業が現在、経済社会に与えている環境コストはどの

ぐらいあるのかという数字です。一番左の下がExternal costsの2008年現在で6.5兆ドルとなっています。あくまで試算ですから、現実にもっとあるかもしれないし、過大かもしれません。けれども、そのうちの7割が温暖化に伴うコストであるということです。2050年には、これが28兆ドルと、全世界のGDPの17%強になるということです。つまり、こうしたコストを内部化しないと、個々の企業の価値もそうですし、経済社会全体がいびつな形になる、ということだと思います。

それを地域ごとにみると、アジアが既にカーボン債務、GHGのコストではかなりのウェイトを占めていることがわかります。これは日本を含め、先進国のサプライチェーンのマーケットとしてアジアが既に位置づけられていることを表しています。もちろんアジア自体の成長もあります。産業別に環境コストの多いものをみると、電力、オイル・ガス、鉱工業等において、コストの過半がGHGであることがわかります。

カーボン債務の考え方は先ほどのようなことですが、実際にその債務をどこまで把握するかという議論は定まっていません。最近出たWWFの推計で、BPとロイヤルダッチシェルを比較したデータがこれです。BPはメキシコ湾での原油流出事故でとんだひどい年だったわけですがけれども、そのBPとシェルの将来のカーボン債務を推計比較しています。それによると、保有しているオイルとガスのリザーブは大体似ているわけです。トータルリザーブは似ているわけですがけれども、カーボン債務としてとらえた場合の保有がどうかというと、BPが1700億ポンド、シェルが3098億ポンドと、かなり違います。倍までいかないですが、8割ぐらいシェルが多い。なぜかという理由は、ここにあるオイルサンドです。つまり、保有している資源に占めるCO₂の排出負荷が違うのです。オイルサンドは新たな資源として化石燃料の中で注目されていますけれども、CO₂の含有量は通常のオイル・ガスよりも2倍～2.5倍ぐらい、単位当たりで大きくなります。情報開示するときに、単に現在のCO₂排出量だけではなくて、その企業の持っている資産の種類による将来排出推計量によっても違うということがこれでわかるわけです。もちろんここでの価格はあくまでも推計ですし、これはトン当たり75ポンドで計算しています。今のCO₂のEU-ETSの相場からすると非常に高いように見えますが、例えばIEAでの推計でもかなり高く見えています。つまり、2030年、50年になると、カーボン・クレジットの価格は100ドル前後になるというのが現在の推計です。そうなるかどうかは、市場によっても違うし、保有している資産の種類によっても違うということ、カーボン債務の開示の中にどう取り組んでいくかという課題があるということです。

次に、よく言う物理リスクがあります。企業が持っている固定資産が場合によれば気候変動によって減価してしまう、あるいは市場リスクというのもあります。これは企業の主力商品が低炭素型商品でなければマーケットで認められなくなり、売れなくなってしまうということです。カーボン債務の評価においては、こうした他の環境債務にはないリスク評価も必要になってくると思います。

こうした規制リスク、物理リスク、市場リスクというのは、これは共通でカーボンについて評価しなければいけないと同時に、ビジネスチャンスにもなるわけです。それぞれのプラス面をどのように評価するかも大事なポイントです。

環境ビジネスの市場はどうなっていくか。この図表は右が年間の伸び率で、左が市場規模です。現在でも、1兆ドル近くの市場規模が世界ではあるわけです。明らかなのは、現在の市場規模は、先進国、北米とかヨーロッパ中心であるという点です。まだアジアの環境ビジネス市場は小さいですが、ご存じのように、排出量で言えば2050年には途上国全体で世界の4分の3を占めるようになるかとされているわけですから、それを削減する環境ビジネスでも途上国が膨大なマーケットになっていくということです。つまり、現在の1兆ドル市場は序の口であるということ。企業は、こうした市場の拡大に対応するリスク、オポチュニティー両方の開示が必要になってくる。

環境ビジネス市場が拡大するのは途上国の中でも、とりわけ中国です。IEAの推計によると、2035年にかけて、世界全体の単年度のエネルギー需要の伸び率の9割ぐらいが中国一国で占める可能性があります。それくらい中国経済が成長をするということですが、その結果としてのCO2排出量を抑制するということは、新たな環境ビジネスも中国で急成長するということです。

中央環境審議会の中長期ロードマップの資料によりますと、世界全体の代替エネルギー関連特許（2008年）の出願件数のデータでは、日本のものづくり産業が55%、過半の特許をとっています。日本の代替エネルギー産業にはそれほどの力があるのです。したがって、現時点では世界の環境ビジネスチャンスを取り得る一番有力なポジションにいるわけです。これをちゃんと評価して、そこに金融をつけていくという流れがないと息が続かなくなってしまう。現在、ものづくり産業は売り上げの2割ぐらいを海外で稼いでいます。これが数年のうちに海外売り上げのシェアは半分になってしまう。R&Dも同様に海外に出ていきます。したがって、我が国においてそうした環境ビジネスのものづくり基盤を強

化維持するには、適正な環境情報のリスク、オポチュニティー、両方の明確な開示があり企業価値の適正な評価が行われて、そこに対して金融がファイナンスしていく仕組みが必要になってきます。それが低炭素型スマートものづくりの枠組みです。ここで「スマート」とは、ダイエットをしてスマートになろうということもあるのですが、それだけではなく高度知識産業、知的集約型化し、かつ低炭素化の付加価値の高い技術製品開発が望ましい、ということです。もちろん、それだけで雇用機会を生み出すことは十分にはできません。日本経済を支えていくには、非製造業の強化を含めた総合施策が必要です。しかし、日本の国際競争力、成長力を維持していくには、スマートで、しかもグローバルに通用する技術を踏まえて、付加価値を一番たくさん生めるものづくり産業を支えていく必要があると思います。そうなるようにするには、そうした産業が抱えるカーボン債務、あるいは環境ビジネスのリスクとオポチュニティーを投資家が適正に評価できるような的確な情報開示の仕組みを築くことが求められます。以上です。

○上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、平塚企画官からご報告をお願いしたいと思います。

○平塚企画官 私は、担当がCSRだけではなくて、財務を見えています。企業会計、レポーティング全体を見ていて、CSRも実は担当しているのですが、そういう観点からわかる国際動向なのですけれども、機会をいただきましたので、ご説明をさしあげたいと思います。欧州の動向です。

こういうことが言われております。これは環境報告自体について言われていることではないのですけれども、とにかく多様なレポートが多くて、それが読まれていないということです。特に環境報告ではCSR報告書については読まれていないということがものすごく言われていて、これに投資家が非常に大きなストレスを感じているということ。どこかの国でも聞いたような話なのですけれども。そういう中で、規制を強化する。強化するというと、言い方があれなのですが、新しい規制を導入しようとしています。

その上で、私は今日は3つ話をしようと思っています。

結論のところのわかりにくいかもしれないので、先に申し上げておくと、多分、これからお話があるのでしょうけれども、私の立場は、経済産業省で、経済の成長とこういう環境とをどう両立させるかということもありますけれども、これ、後で出ます、メッセージが出ておりますけれども、長期的な視点の経営を要するということと、その報告自体がビ

ビジネス戦略につながる。その上で、経営の全体像がわかる。こういう報告が今求められつつあります。キーワードで言われているのが、ロングターム、ストラテジック、ホリスティックという言い方をしていますけれども、こういう報告が求められている。

この中で、やり方なのですけれども、とにかく細則主義的にはやらないというやり方に行くようです。ルールベースとプリンシプルベースという言い方をしていますけれども、プリンシプルベースでいこうと。あとのやり方は企業に任せるということです。詳細を決めない。ただ、これはむしろ経営にかかわる環境の要素なり、社会だとか、いろいろあるのですけれども、こういう要素を、投資家の人たちにわかりやすくするために新しいコミュニケーションをやろうということで、じゃ、それ以外の報告書をつくってはいけなとか、そういう議論をしているわけではありません。そういう前提で3つお話をさしあげたいと思います。

今の話なのですけれども、欧州は、今年の6月につくった成長戦略の中で3つの成長をうたっています。1つがスマートグロースと言われる考え方、これはイノベーション、2つ目がサステナブルグロース、これは環境です。3番目がインクルーシブグロースという、これはどちらかというと、社会だとか、貧困の問題をどう解決していくか。こういう中で、CSR、これは環境も含むものを、成長戦略の一部として大きく位置づけているということでもあります。

実はCSR政策は、私のカウンターパートに当たる企業産業総局というところが見ておりまして、ここは実は局長クラス、総局長クラスとも、局長クラスは10月末にやってきましたし、11月29日ですね、ここに書かれていませんけれども、総局長クラスも来られて、こういう議論をしているところなのですけれども、その中で、キーワードがやはり開示ということになっています。

順番が前後いたしますけれども、先に報告から見ていただきたいのですが、4ページ目になりますが、欧州委員会の中にはいろいろな人たちがいるわけですが、ここに出てくる域内市場総局というのは金融庁に相当するグループです。このCSRに関するマルチステークホルダーフォーラムというのを開いているのですけれども、残念ながら、ここには環境総局は巻き込まれていません。私たちのカウンターパートの企業産業総局と、あとは雇用社会総局、域内市場総局で、バルニエさんというのはフランス人で、金融庁に相当する人たちは非常に積極的です。ただ、先ほど申し上げたように、あくまでも投資の観点から使いやすい情報をどうするかということで、コンサルテーションを開始していま

す。

その上で、彼らが合意していることは何かというと、これ、デンマークと書いてあるのですけれども、口頭で説明するのはややこし過ぎるのかもしれませんが、欧州は仕組みが複雑で、開示のルールは、会社法は各国ばらばらです。連結ベースというか、上場規則の部分は I F R S を使っていますので、これは域内統一なのですけれども、会社法の世界までを含めて開示の義務化を今考えつつある。

これは実は金融庁が、日本では法務省なのですけれども、この世界を見ていて、そのときに、各国既にばらばらの取組があります。ご案内のとおり、イギリスの O F R だとか、あとはデンマーク、フランス、スウェーデン、それぞれイニシアチブを持っている中で、デンマークの取組が中身としては一番緩い。C S R の方針は何ですかと、それに対してどういう戦略を書いていますか、それをどういうふうの開示しますか、それを開示できないのであれば説明しろと、コンプライ・オア・エクスプレイン、でも、そのコンプライするルールも非常にプリンシプルベースということで、こういう流れで今合意をしつつあります。

反対しているグループは2派あって、1つは、ここに出てこないのですけれども、証券アナリスト協会がもっと細かく開示をさせろと、そうじゃないと比較ができないじゃないかと、I F R S ですね、こういう人たちはもうちょっと細かく開示しろと。ドイツの D V F A のラルフ・フランクさんという人が代表をしているのですけれども、そういうことを言っています。

あと、産業界、特に中小企業の人たちが、そもそも開示の義務づけは嫌だといって反対側において、真ん中ぐらいにいる人たちは、とにかく原則主義でやろうじゃないかと、こういう合意をしています。

その中で、どんなことが聞かれているかということ、12の質問なのですけれども、域内市場総局、金融庁が11月22日に始めた議論なのですが、非財務情報を開示する、そのコスト、効果、どういうふうにするか、あと、5番目にありますけれども、マテリアリティーと比較可能性がもたらされる開示方法、何をなすべきか、こういう議論を始めています。

その上で、このような指標みたいなものをどういうふうにして決めていくかというときに、やはり国際的なイニシアチブをどう評価していくのかという議論もしています。その上で、金融庁に対しては、よくここまで踏み込むなと思うのですけれども、人権尊重の話、あとガバナンス、汚職、賄賂、9番目に対象の話です。中小企業みたいなものを含む

のかどうか、その上で、機関投資家が、利用しているほうもちゃんと聞こうじゃないかとか、こういうことです。その上で、統合レポート、インテグレートド・レポートという議論もしています。

このインテグレートド・レポートなのでけれども、資料を戻っていただくと、チャールズ皇太子がやっています。この中にはいわゆる大手監査法人のトップの人たちとか、あとはIFRSをやっているデイビッド・トゥイーディー議長もメンバーですし、アメリカで、この前、FASBの議長を退任しましたロバート・ハーツ、あとは大手で言えば監査法人KPMGのティム・フリンだとか、PWCのデニス・ナリーだとか、E&Yのジム・ターリーだとか、こんな人も全員入っていて、加えて、例えばUNEPFIのポール・クレメントハントなんかも入っていますし、両方側ですね、会計を見ている人たちと同時にサステナビリティを見ている人も一堂に会する形で活動をやっていて、これが今年の8月に、国際的なインテグレートド・レポート・コミッティー、IIRCという活動を立ち上げて、こういうさまざまプリンシプルベースと言いながら、その中身を細かく決めていくということではできないので、みんな一緒にやろうよという、ちょっと運動しようとしている。どこまで収れんするかわからないのですけれども、今そういうことを始めています。

もう1つの懸念は、初めに申し上げましたとおり、環境報告書自体は別につくることは否定されていないのですけれども、最後、ビジネスマテリアリティーというのですか、投資に使うというところから国際的な動きが出つつあるので、こことどういうふうに整合的な動きをやっていくのかというのが議論になるだろうと思います。

経済産業省は割とこれはいいなと。レポートの義務化みたいなもので、開示強化になること自体は、財務の方も含めて心配があるのですけれども、やはり短期的な財務業績を過度に重視するみたいなことはやめようとか、長期的なパフォーマンス、長期的なリターンをどう考えるかということで、レポートという議論をしていますけれども、私はどちらかというと、社会運動に近いものではないかと思っていて、経営も長期視点で考えなさい、投資も長期視点で考えなさい、そういうふうにはやらないと、リーマンショック後の経済回復というのはままならないということをいろいろな人に問いかけていこうという、そういう動きだろうと思います。

1点だけですけれども、これを、先ほどのバルニエという域内市場総局担当委員、フランスから来ている、欧州委員会の代表と、あと、チャールズ皇太子のグループが、来年の

G12に持ち込もうとしています。日本としてどうするかというのは、私たち、金融庁とも議論していないし、大きく言えば、精神の話としては、方向性としては悪くないのではないかと議論していますけれども、そういう議論を今されているということでもあります。

これで終わりますけれども、もう1度まとめをさせていただきますと、欧州においては、開示を新しく義務づける、これが上場会社だけではなくて、会社法も含めて検討されているので、中小企業のレベルまで至るかもしれない。一方で、開示の部分はプリンシプルベースです。その上で、その中身自体は企業戦略と結びつけた形で開示してほしいということで、すごく露骨な言い方をすると、単に開示をしてほしいとだけ言っていた人たちですね、情報量が欲しいと言っていたNGOの人たちはむしろ折れる形になっています。GRIなんていうのも随分細かく開示をさせていたのですけれども、この人たちも方針を全く変えました。プリンシプルベースでいこうということで、ここが実は投資家グループ、もっと言うと、エコノミック・ステークホルダーが、開示領域で言えば勝った形になっています。ただし、繰り返しますけれども、その経営目線で見るとレポーティングがないと、企業行動も変わっていかないというところに注目しているだけであって、それ以外のレポートをつくるなということを言っているわけではありません。

ちょっとややこしい話だったのですけれども、以上です。ありがとうございました。

○上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、お2方のご講演について、ご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、ご発言のある方は、名札を立ててお教えいただきたいと思います。

○後藤委員 平塚さんにお尋ねしたいのですけれども、1月24日の締め切られた後になってからでないといけないと思うのですが、クエスチョンの一番最後のページ、6ページ、12番のクエスチョンがありましたよね。開示された非財務情報は外部監査を受けるべきかというのがあるのですが、何となく衣の下に鎧を隠している感じで、少なくともKPMGにしろ、PWCにしろ、魚住さんには申しわけないのですけれども、監査分野を広げたいという、それだけのことでやっているのではないかと思うのですけれども、多分これはアンケートをとると、確実に外部監査が要するという声が強くなると思うのですね。IS26000のときも、少なくともNGOサイドからそういう話がたくさん出ていたと思うのですが、このあたり、どんなふうな理解をしておられますか。

○平塚企画官 物すごくはっきりしていて、監査は要らない。これ、監査は要らないです。要らないと僕らは考えています。ポイントは、この制度がどういう位置づけになるか

がまだ決まっていないからなのですね。例えば金融商品取引法の世界になるにしろ、会社法の範囲になるにしろ、それが監査対象であるかどうかという領域をどうするかを決めも全くないし、もしかすると、これは単なる I R の問題で終わるのかもしれないわけですよ。そうであれば自主的な開示ということになります。

あともう 1 つは、究極的には、中身を何か保証しろというのは、NGO の方々とかはそういうふうにおっしゃるのだけれども、そのコストが高過ぎると、自主的になれば、なお普及しないという前提がありますから、ないようにしていくということと、あとは、これは私、個人的な意見になりますけれども、監査のやり方がどう煮詰まっていくかですよ。実際中身を見れないと。監査という言い方の日本語にしていますけれども、アシュアランスだとか、今で言うアグリードアポンでやっているような世界ということにどれぐらいの手間暇をかけて、どれぐらいのクレジットィーを与えられてというのがわからないと、選択する側も選択できない。ただ、いずれにしても、産業界の意見ははっきりしていて、負担の大きい形ではやりたくない。そこを追求していきながら、あとは実務的にどう折り合うのかどうかを考えていきたい。いずれにしても、中を見るのは簡単ではないと思います。

○後藤委員 上妻先生がお詳しい、2003年の欧州会計法現代化指令がありますね。K P I を決めて、K P I になると、多分それは監査の対象になってくると思うのです。C D S B のカーボンとか、水とか、それとこれとの関係はどういうふうな感じで見ておられますか。

○平塚企画官 こういうことだと思います。監査可能性と比較可能性の観点からは K P I が要ると言っているのですけれども、一方で企業側、私も今、現象の観察をしているのですが、企業、ソルベイだとか、ノボノルディスクの人たちは、ナレーティブにやりたい、K P I は要らないと今言っていて、経営の態度を知ればいいのじゃないかと言っていますけれども、これからせめぎ合いですよ。ある程度見ようと思うと、メトリックスでやらなければいけないから、数値化をしてほしいという議論が出てくるでしょうし、そのときの中身というのは、内部管理もされていないと、K P I は外に出さないから、最後、じゃ、どう見るかというところとあわせながらやっていくのだろうと思います。ただ、全くそこは決まっていますが、少なくともわかっているのは、多過ぎる K P I は逆に運用を阻むということかなと。K P I も、使う以上はある一定のものでなければいけないでしょうけれども、ある程度企業側にも選べるようにはしてほしいという議論になっていくの

だろうと思います。ただ、K P Iの議論と、必ずしもそこが監査と結びつくかどうかも先ほどの議論と一緒に、まだ答えがないのだろうと思います。

○上妻委員長 ヨーロッパの法制度は日本と違うので、単純な比較は難しいと思いますが、ヨーロッパの場合には、おおむね非財務情報は監査対象なのです。ただ、監査の手法が財務諸表の場合と根本的に違ってしまっていて、財務諸表との整合性しかチェックしないので、今ではそこをもう少し財務諸表と同じように情報の信頼性を担保する方向まで広げようという意見が出ているのです。多分それについて産業界は否定的なのだろうと思います。

時間もありませんので、他の方にもご質問があればお受けしたいのですが、いかがでしょうか。

○魚住委員 質問というか、今の監査の話なのですけれども、監査がまず必要かどうかというのは、本来的にはあまり関係のない話だと、第一義的には。というのは、情報がどのように利用されるか、それが本当に利用されて、それに基づいていろいろな主体が意思決定を行っていくというような状態であれば、だんだん情報にバイアスをかけて有利になるような意思決定をねらうという方向に行くので、不正が起きて監査が必要になる可能性もあるかと思います。だから、情報がどのように利用されるか、その実態のほうが先であって、その利用がされなかったら、監査は必要ではないというのが私どもの考え方で、必ずしも監査法人だから監査が必要とは考えておりません。

○上妻委員長 なかなか微妙なお話ですね。ありがとうございました。

○平塚企画官 この話は、実はI I R Cはワーキンググループレベルは公認会計士協会が人を送っているのですね。小宮山さんという方が行かれていて、山崎会長とも小宮山さんとも話をしていますけれども、ですから、今お話があったように、外部監査みたいなものを前提としてしまったら、とてもじゃないけれども、議論できないから、それは前提とせずにやってみよう。あるべき制度を議論する中で、どうなるかということですね。あそこは、少なくともこの業界としてはニュートラルに考えておられると思います。

○魚住委員 もう1点、監査するとき、クライテリアという判断規準が必要で、定量的情報であればどういう算定式とか、ルールがはっきりしておれば監査できるのですけれども、非財務情報のほうは算定の仕方でまだあいまいな部分もある。あいまいな部分があれば、それはクライテリアがしっかりしていないから、監査できないというスタンスになってしまいます。

○上妻委員長 私から、藤井先生に1点伺いたいことがあるのですが、先ほど企業のカーボン債務についての統計数値をお示しいただいたと思うのですが、あれは多分潜在的なものだと思うのです。そのうち、実際に規制だとかその他、強制力のあるような形で、企業の環境コストを顕在化するものとそうでないものの区別とかという議論はあるのでしょうか。要するに実際、具体的にどのぐらい影響があるのかという議論はあるのでしょうか。

○藤井教授 そうした区別については企業が判断しろというのがさっきのSECガイダンスのポイントです。マテリアリティーがあるならば開示しろと指摘しています。では、何をもってマテリアリティーかというのはSECではなく、企業が判断するという流れです。ですから、当然マテリアルなものは業種によって異なります。先ほど示した石油、石炭もそうですし、電力もそうでしょう。通常の財務での債務の要素と違うのは、債務を生み出す規制自体に時限性があるということとか、固定資産や商品価値にも影響が及ぶといった点です。まさにどこまで範囲を広めるとかという合意ができないということで、規制当局側も企業が評価したものを評価するというスタンスにしか、今はなっていないということです。ただ、これは先ほどの議論とつながっていくのですけれども、非財務というものを一くりにしても、個々の比財務要素はいろいろばらばらなわけですので、非財務の中で財務化していくものについては、推計であったとしても、財務諸表の中に計上していかざるを得ないと思います。ですから、財務化できない残ったものの非財務の中で何がマテリアルかどうかを検討することにもなります。先ほどのご議論はそうですね。企業価値にあまり影響を及ぼさないものならば、財務でも比財務でも別にそれは開示する必要はないわけですね。そうした判別はそれぞれの企業がやるということです。それが企業の責任でもあるということだと思います。そうした開示内容がもし信頼するに値しないとなれば、投資家がそっぽを向くというだけであり、信頼できる開示であれば、投資家はその企業の株を買いに回るということではないでしょうか。

○上妻委員長 それでは、先の審議の内容もかなり盛りだくさんありますので、お2人のご講演はこの辺で終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、事務局のほうから、現状の環境報告に係る課題についての説明をお願いしたいと思います。

○猿田課長補佐 それでは、資料4と資料2に基づきましてご説明いたします。

まず、資料4のほうからご確認いただけますでしょうか。

現状の環境報告に係る課題ということで、平成21年3月に公表されました「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」から抜粋しております。

時間の都合から、ポイントを絞って、下線部分のみのご説明とさせていただきます。

まず、環境情報を公開していない理由といたしましては、情報収集ができていないを初め、人材確保が困難である、公開すべき情報がわからないといった意見がございました。

また、SRIファンドマネジャー・アナリストの意見といたしましては、投資家の求める情報としてどこまでその取組が浸透しているか、本業の中にしっかり組み込まれた取組なのか、また、環境に対する経営者の理念がどの程度なのかを最も重視しているといった声がございました。

データの比較可能性といたしましては、各社基準が異なるため、企業間の横比較が難しい。異業種間は無論のこと、同業種であっても比較が難しいといった声がある一方、横比較可能な情報が共有できれば、多様なステークホルダーの利用が進み、社会にとっても有用であるといったコメントがございました。

それに対して、指摘された改善策といたしましては、事業者間での比較については、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況が異なるという課題はあるものの、比較可能性の向上に向けた取組が行われることが望ましいというようにご指摘いただいております。

また、公開する情報の質や情報の信頼性といった点に関しましても、一層の向上が必要であるといったコメントがございました。

続きまして、平成22年6月に公表いたしました環境と金融に関する専門委員会の報告書から抜粋しております。

有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示といたしましては、今後、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の導入が進めば、投資家保護のために必要かつ適当なマテリアリティーを有する環境関連情報は増加していくものと考えられると前置きを置いた上で、金融商品取引法に基づく体系の中において所要の措置が講じられることを望みたいというように記載しております。

それから、環境報告書による環境情報の開示に関しましては、環境情報の投資家による活用を促進する上では、情報の比較可能性や信頼性のより一層の向上が課題となっているとして、当面の課題として、こうした各企業による自主的な取組を前提として、環境報告書においてできる限り主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家にわかり

やすいものとなるよう、環境省は「環境報告ガイドライン」の見直しの際、「主要な指標等の一覧」のテンプレートについても見直しを行い、その普及を促進すべきであるというようにご指摘いただいております。

続きまして、資料2をご確認いただけますでしょうか。資料2の現状と課題に関してご説明をいたします。

本年度、環境省が実施いたしました「環境にやさしい企業行動調査結果」から、現状について簡単にご説明いたします。

環境報告書の作成企業ですけれども、約4割弱ということで、ここ4年間、横ばいとなっております。また、売上高別に見ますと、1000億円以上の企業に関しては非常に普及されているのですけれども、売上高1000億円を下回る企業に関しましては、その作成率が下がっているという状況でございます。

また、環境会計に関しましても、25%前後で横ばいとなっており、売上の規模が減少するに従って、導入率も下がっているという状況でございます。

それから、環境ビジネスに関しましては、環境ビジネスの実施を検討中というところも加えますと、約6割の企業が、実施もしくは検討しているという状況でございます。それから、子会社の環境配慮の取組に関する指導の状況といたしましては、指導を検討中というところまで含めますと、全体として約8割の企業が実施もしくは検討しているという状況でございます。

続きまして、ISO14001等の認証取得の状況でございますが、上場会社に関しましては、約8割弱の企業が導入している、または認証取得をしているという状況でございます。非上場会社に関しては6割弱で、ここ数年横ばいを続けているということで、一定の普及割合というものは達成しているであろうというように考えられます。また、これにつきましても、売上高が小さくなれば普及が下がっていくという状況でございます。

こうした現状を踏まえまして、私どものほうで今考えている環境情報の開示の促進に向けた課題は大きく5つ、考えております。

売上高1000億円以上の企業におきましては、環境経営や環境報告書の作成は普及しているが、さらなる質の向上、環境取組の促進、そして、環境情報開示に関しては、自由度とステークホルダーからの利用価値の高い情報をどうやって両立させていくかということが課題であろう。

また、売上1000億円未満の企業に関しましては、環境取組や環境情報開示の普及という

ものが課題であろう。

それから、それらの促進のためには、人材の育成というものも非常に重要であるというふうに考えております。

また、先駆的な取組をしている企業から他の企業へと、どのように取組を波及していくのが非常に効果的であるのか。

それから、各国における環境経営の取組や環境情報開示の動向を踏まえながら、他国と協調しつつ、我が国が率先して持続可能な発展に向けた仕組みを構築していくということも1つの課題であろう。

そして、環境報告ガイドライン、環境会計ガイドラインの改訂に向けた課題と検討のポイントといたしましては、大きく5点を取り上げさせていただきます。

1つは、環境情報と経営戦略との関連性を如何につけていくかという点でございます。

また、もう1点は、環境情報から企業価値の向上を想起させるような情報開示というものが可能なかどうか。

それから、環境活動に関する環境影響や環境取組をどのように包括的に開示していくことが可能であるのかという点。

続きまして、ガイドラインにつきましては、国際的な動向を踏まえて、グローバルに認識を共有していくということが可能であるかどうか。

それから、環境経営や環境情報の開示をより促進するために、例えばコアとなる情報といったものをどのようにして特定していったらいいのだろうかといった、大きくこの5点が課題もしくは検討のポイントになってくるだろうというように考えております。

○上妻委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関するご質問等については、後でまとめてお受けしたいと思いますので、引き続き、議題の1のほうに行きたいと思っております。

本検討委員会に環境経営を実践されている企業としてのお立場から、4名の委員の方がご出席いただいております。各委員の方々から、各企業の環境取組につきまして、簡単にご紹介をお願いしたいと思っております。

ご質問等に関しましては、皆様の説明が終わられてからまとめてお受けしたいと思います。

それでは、まず、ソニーの富田委員からお願いいたします。

○富田委員 ソニーの富田でございます。それでは、私のほうから、ソニーの報告と環境

について少しお話をさせていただきます。

非常に枚数が多くなっておりますので、後半のほうは飛ばしていきますので、ご興味のある方は後で読んでいただければと思います。

まず、簡単に、報告の状態についてレビューさせていただきたいと思いますが、ソニーの場合、1994年から、いわゆる環境報告書と言われているものを出しておりまして、ただ、全体的にCSRレポートへの流れということで、2002年から社会関連のものをインテグレートして、2003年からCSR部ができたということもありますので、基本的にはCSRレポートということで、全体の環境を含むすべてのCSRアイテムについて開示を進めていっているという状況です。

先ほど議論にありました第三者の検証みたいな話は、2001年から導入しておりまして、これは幾つかのやり方を多少いじったことはありますが、基本的には、現時点では、環境のデータに関する信頼性の担保ということで、そこの部分をレビューしていただくという形をしております。

現状はこういう形態になっておりまして、形式としては、冊子版の「エグゼクティブ・サマリー」という、二十数ページぐらいの薄いもの、これと、ウェブのほうにPDF版にもHTMLとPDFがありますが、PDFは印刷のフレンドリーな形でということで、印刷を全部すると260ページぐらいあると思います。

これは我々は読み手ということをかなり意識して考えていまして、先ほど平塚さんのほうから、読まれていないという話がありまして、まさしく、なかなか一般的に、発行しても読まれていないということがありますので、実際には、我々、読んでいるのがわかっているステークホルダーに向けて意識的にこういう形にして出しているというふうにご理解いただければと思います。

CSR、これからの環境も含めてですが、投資家目線ということも多少意識をしておりますが、これまでの流れというのは、Responsibilityとか書いてありますが、環境負荷の削減をきっちりやりましょうとか、リスクをマネージしましょうという、これは従来の環境経営的な視点かと思いますが、やはりこれが最近では市場の競争力の問題であったり、新しいビジネスオポチュニティーとして認識されているという観点で、こちらのほうに一応スコープを広げた形の活動を展開してきております。

歴史的に言いますと、90年ぐらいから、かなり早い段階からいろいろやってきておりまして、定期的に環境のマネジメント中期計画というのを立てながら、基本的には5年ごと

にやってきております。2006年にはISOの14001のグローバル統合認証ということで、それまで全世界で二百数十の認証があったのですが、これを全部一本化するということをして、こういう形で進んできています。

今は、中長期の計画で、この次にご紹介しますRoad to Zeroというものを持っていて、これはこれまで5年先の目標というのを設定していたのですが、やはりもっと長期視点で取り組むべきではないかということで、最近これを出したのですが、基本的には2050年ぐらいに環境負荷を基本的にはゼロを目指していくという前提に立つとすると、5年後、2015年に何をしなければいけないかといった視点で目標設定をするという考え方になります。スコープとしては、気候変動、資源、生物多様性、化学物質という4領域と、あと右側のほうの製品やビジネスのライフサイクルを通じて考えていきたいと思います。

今日は、時間が限られていますので、気候変動のところだけかいつまんでご説明しますが、まず、目標設定ということに関しましては、現時点では、絶対量、グローバルで30%減という目標を掲げていまして、これも従来から掲げていたのですが、こういった目標は持っていましたが、やはり企業が勝手にひとりよがりになるのはよろしくないのだろうということで、2006年からWWFのクライメイト・セイバーズ・プログラムに参加しまして、ステークホルダーエンゲージメントといいますか、厳しいレビューを受けながら目標設定をして、この目標の信頼性を担保する。これは監査、検証とは違ったスキームですが、そういった形を入れたものになっております。

具体的には、こういう事業所での診断をやって削減するとか、オフィスビルでも、今、ソニーの本社ビルというのは、通常のビルに比べて半分ぐらいの消費電力ですとか、こういった活動をしています。

あと、グリーン電力、これもかなり積極的にやっています、ある程度、ビジネスをやるからには電力は使わざるを得ないので、いかに使う前提で削減するかということで、このグリーン電力証書の導入とか、ヨーロッパは今現在ほぼ100%、再生可能エネルギー、オペレーションをやっていますと、こういう状態です。

ということで、今、30%に向けて一応順調に来ているという状態です。

ここまでが事業所系の部分ですが、当然それ以外にライフサイクルを考えますと、いろいろな部分もありまして、例えば物流の部分、こういったこともモーダルシフトですとか、輸送の梱包材の縮小によって輸送効率の向上、こういったプログラムをすることによ

って削減していく。

また、今、サプライチェーンの問題というのかなり話題になってきておりますので、なかなかこの辺は数値の把握等が非常に難しいところもありますが、あまりソニー単独でやるよりは、業界のスキームを使おうということで、Carbon Disclosure Projectのサプライチェーン・プログラムですとか、E I C Cという、これは別の電気電子の業界団体ですが、こちらでも把握するプログラムがあるので、こういったスキームを使って把握している状態です。

次の競争力にかかわるところかと思いますが、最近、エコポイントシステムが非常に話題になって、テレビの駆け込み需要があって、我々も非常にありがたい、ビジネス的には非常に恩恵を受けたものですが、こういったところでも、エコポイントをもらうためには、かなりの消費電力削減をしていかなければいけないということもありますので、これは過去数年で非常に進んでおります。この図を見ていただくとわかるのですが、過去2年ぐらいでほとんど消費電力は半減以下ということで、こういった分野だと、トヨタさんのハイブリッドカーとかが非常に脚光を浴びるのですが、テレビもそれに負けていないぐらいの省エネ性能を今や達成してきているという状況です。

それから、次のオポチュニティーみたいなところに行きますと、いろいろな技術開発ですとか、新しいビジネス関係ということも幾つか取り組んでおりまして、これは新しいタイプの太陽電池ということで、色素増感型ということで、この特徴としては、生産コストが非常に安くなるとか、こういったデザイン性だとか、色のバリエーションを持っている、こういった可能性がある。

これはもうちょっと実現されている部分ですが、従来のパソコン用のリチウムイオン電池だけではなくて、大型のリチウムイオン二次電池、こういったところで、新しいサーバー用の電源であるとか、将来的には自動車用の電源、こういったものに展開できるビジネスチャンスにもなり得るということです。

また、少し切り口を変えますと、これは単品売りというわけではありませんが、これはどちらかというところ、社会システム自体の大きな変革というところに結びつくと思いますが、今、映画の産業は、従来のフィルムで撮って、現像して、フィルムをコピーして映画館に配給するというシステムから、完全オールデジタルの世界になりつつありますので、デジタルで撮って、コンピューターで編集し、それをディストリビューションして、映画館でもデジタルのプロジェクターで上映する、こういうことによって、トータルなシス

テムのCO₂削減にも結びつきますし、化学物質の使用量も非常にドラマチックに減らせる、こういった取組ということで、こういったところまで今対象として広がっているということでもあります。

ということで、非常に簡単であります、私からの報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○上妻委員長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、トヨタ自動車の西堤委員のご報告をお願いいたします。

○西堤委員 トヨタ自動車の西堤と申します。よろしくをお願いいたします。

仕事は、サステナビリティレポートといいますか、報告書を最初の1回目から13回目、今年13回目なのですが、ずっとそれにかかわっております、あと、気候変動をして、それから、CSRをして、最近は生物多様性ということで、10月に愛知県の名古屋市で開かれましたCOP10なのですが、生物多様性、同じCOPなのですが、そちらのほうにも参加しまして、いろいろ幅広く仕事をやらせていただいております。

今日は、皆さんの手元に資料がなくて申しわけないのですが、弊社の環境報告書をベースにちょっとご説明をさせていただきます。

まず、これなのですが、弊社も皆様も同じかと思いますが、リーマンショック以来厳しい状況に置かれていまして、そういったようなときは環境もそうなのですが、原点に戻ろうということが重要なかと思ひまして、報告書にも書いているのですが、豊田綱領というのがここにあるのです。これが、うち、もともと、豊田佐吉さんという人から始まっているのですが、この5つの項目ですね。そういうところから始まっております。これを簡単にご説明いたします。これが基本になっています。

まずは「上下一致、至誠業務に服し、産業報国の実を挙げべし」というのがありまして、一生懸命仕事をして、国益とか、今で言うと地球益、こういったことに貢献しようというのが1つ目です。

2つ目は、「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」ということで、製造業は研究が重要だよと、そういったようなことを言っています。常に先、先と、時流に先んじてやっつけよう。

3つ目は、「華美を戒め」とか、4つ目は、「温情友愛の精神を發揮し」、5つ目が、「神仏を尊崇し、報恩感謝の生活を為すべし」というなのですが、これについては、最近、生物多様性を担当していますと、日本的な生物多様性の考え方というのは、山や海のような

自然に神様がいらっしゃいますので、そういったような自然を恐れ敬い、自然の恵みに感謝して生活を送ろうといったことも幅広く言うに含まれているのかなと思っております。

その下にトヨタ基本理念、これをもうちょっと現代風にしたのがありまして、その後、環境ということでは、ここにございますが、トヨタ地球環境憲章、これが当社の環境の基本的な考え方になっています。それに基づきまして、第5次「トヨタ環境取組プラン」、これは2011年度から2015年度、このときに実現すべきものなのですが、それをつくるに際しまして、先ほどご報告もありましたが、リスクとオポチュニティー、活動を、その視点から整理して、それから、2020年から2030年、あるいはもっと先かもわからないのですが、これから企業に求められる環境活動の方向性、これを大きく3つに考えました。これは環境省さんの考え方とも一致しているかと思うのですが、1つは、低炭素社会の実現ということです。2つ目が、循環型社会の構築ということです。3つ目が、生物多様性に関係あるのですが、環境保全と自然共生社会の構築、この3つを主な目標にしております。こういった3つをいろいろな行動で実現していくことで、社会・地球の持続可能な発展に貢献していく、これが当社の今後5年間の基本的な中期計画の考え方でございます。そのベースになるのが環境マネジメントということで、それもしっかりやっっていこうという形で進めていこうと思っています。

たまたまということでもないのですが、国の政策とある程度歩調を合わせてやっっていくことが、国益にも貢献できるし、地球益にも貢献できるのではないかと、そういうようなことを我々としては考えております。

それぞれにつきまして、製品開発から生産、リサイクルに至るまで、そういったようなプロセスで、ここにありますような目標を24個立てまして、それを毎年、年度別の目標に落としまして、実現できたかどうかというのを、できなかったらなぜできなかったのだろうと、実現できれば、次の目標に向けての課題は何だったのだろうか、そういったようなことで、プラン・ドゥー・チェック・アクションのPDCAのサイクルを回して、取組を進めているということでございます。経団連の自主行動計画でも各社さん目標を立てて、実際こういうPDCAでやっけられて、海外から言われるボランティアというようなプランではないと思うのですが、こういったようなことをしっかりやっけているということも情報発信したいと考えております。

これは今やっております4次プラン、今年度が最後なのですが、毎年毎年目標を立てて、それが実現できたかどうかのレビューをしていますということです。

これはその中の1つのさっき言いました低炭素社会のエネルギー、温暖化ということで、製品面とか、生産面、物流面、あとは自分たちだけでできないので、社会との連携でCO₂を減らしていこうと、こういったようなことで取り組んでおりますという説明でございます。

これは連結でグローバルに取り組んでいるというようなことで、各地域ごとに環境委員会というのを設けて、それでグローバルに取り組んでおります。

これも見にくくて恐縮なのですが、左側に生物多様性について、当社2008年度版から、今年で3年目になるのですが、取り組んでいることの内容を簡単にですが、書いております。

こういったことも必要なというふうに考えております。といいますのは、2012年がりオプラス20年のサミットなのですが、1992年に開かれましたリオサミットで、大きく2つの地球環境問題が取り上げられまして、1つは、皆さんお話しされています気候変動の問題でして、もう1つが生物多様性の問題で、生物多様性は気候変動に比べるとあまり有名ではないのですが、これもやはり2050年とかそういうベースでは、人類にすごい影響を与えるということが考えられますので、重要な課題だということで、我々は掲載しております。

生物多様性についてはこれだけでは不十分だということで、こういうような冊子もつくりまして、10月に開かれました名古屋のCOP10なんかでは、こういった冊子を皆さんに配付しているということもやっております。

あと、これはご参考までに、環境会計ということで、これも第1号、98年からずっとつくっております。それについて、我々が作り始めたときは、環境省さんのガイドラインはなかったもので、我々のフォーマットで始めて、それと環境省さんのフォーマットと、2つ一緒に載せているというのが特徴かと思えます。

最後に、委員の稲永さんがいらっしゃるのですが、第三者審査を受けて、やっているというのと、あと、海外で、ここにありますが、15の国、地域というのですが、それぞれの事業体でも報告書を出してもらっているということでございます。

先般の生物多様性のほうのCOP10なんかに出まして感じましたのは、やはり途上国の人たちの数が多いですし、意見を尊重して、途上国の人たちに役立つような環境技術、気候変動もありますし、生物多様性もありますし、資源循環もありますし、その前だと、公害防除技術とか、そういったものもあるかと思うのですが、そういったようなことで、ど

うやって貢献していくかという視点もこれから報告書に織り込んでいくことが重要なのではないかということを考えております。

資料が見にくくて恐縮なのですが、以上でございます。

○上妻委員長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、キャノンの古田委員にお願いしたいと思います。

○古田委員 キャノンと古田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、キャノンの環境への取組ということで、簡単にご紹介させていただきたいと思っております。

環境経営、先ほど話が出ておりましたが、弊社の考え方は、今や経営そのものが環境要素抜きには語れないということで、環境経営という形の切り出しというのはあまり考えていないというところだと思います。ただ、環境に取り組むに当たって、企業を取り巻く環境というのは大きくこういうことだと思っております、1つは、制約を受けている、もう一方ではインセンティブを受けている。制約のほうは、規制の強化であり、コストの負担、インセンティブのほうは、先ほど話もありましたが、エコポイント制度のような形での優先購入、それから、環境配慮企業への優先投資と、こういった制約とインセンティブを見ながら効率的に運用していかなければいけない、こういうことだと思います。

規制というところでは、最近の傾向は、ここ5年ぐらい前までは先進国の規制というところでEUとか日本とかアメリカとか、こういうところでしたが、最近、ここ1年ぐらいは、新興国で、ロシア、ウクライナ、トルコ、ベトナムとか、ブラジル、アルゼンチン、プエルトリコ、コロンビア、こういったようなところで環境の規制が出てきている。実は先月ぐらいは、ウクライナでRoHS指令ができるということで、その対応をしなければいかんと。弊社の場合、売上の80%以上を海外に依存しておりますので、ウクライナといえども対応しなければいけない。先週になったら、今度はセルビアでRoHSができる、WEEEができる、これは対応しなければいかんと、こういうことをやっている。当然対応もしますが、そもそもその法律に対してどうだというロビー活動も含めて、きちっと見ながら対応していくというのが今の状況なのかと思っております。企業的に言えば、法律のほうも国際スタンダードを施行していただくと、企業運営は非常に効率的になると思います。

キャノンの環境経営は、共生の理念をもとにして、資源生産性を最大化させると、要するに効率を上げていくということです。資源を最大化させれば、それだけ少ない資源で物

がつくれます。少ないということで、それは原価低減につながるという意味で、キヤノンの利潤を追求するという本来の経営の目的とベクトルを同じにすることができる、こういう考え方です。

それをベースに、環境ビジョンというものを定めておきまして、豊かさを向上させるということと、環境負荷を下げるということと同時に達成していくという考え方です。これを分子分母に置けば、豊かさを上げていって、環境負荷を下げれば、この式上は数字がどんどん向上していく、効率が向上するという考え方です。

そういう考え方の中で、我々が取り組んでいる活動は、ライフサイクルということを考えていまして、ライフサイクルの視点が重要だと考えています。これは1998年か9年ぐらいの製品を、LCAをやったときのデータなのですが、当時、あまりLCAがきちっと計算できていませんで、この製品を計算したら、従来我々が一生懸命環境問題と取り組んでいた生産工場の環境負荷は3%だったと。他に60%の使用、35%の材料といったところでどうだったのだろうという話がありまして、少し視点を変えて、きちっとライフサイクルで取り組んでいこうということに変えました。それを2000年ぐらいから始めまして、キヤノングループ全体でのライフサイクルでの環境負荷というのを、ちょっと大げさな言い方をすれば、キヤノングループが地球に存在することによってどれだけCO₂を出しているのというところをライフサイクルで追えるような体制をつくって計算しています。去年はリーマンショックの影響をもろに受けまして、大幅に縮小した。ただ、売上高の原単位は向上したということで、効率は去年もそんなに落ちなかったという評価をしています。

あと、対応策ですが、今日は3つ事例を持ってまいりました。1つは、トップランナー製品をつくって、そこから横展開をしていこうという考え方です。これは昨年ですか、発売したiR ADVANCEという複写機なのですが、開発段階からCO₂をライフサイクルで計算して評価をしていく仕組みであるとか、環境に関するいろいろなトップレベルの技術をてんこ盛りにして製品をつくって、技術の習熟度を図って、横展開している、そういう取組です。ただ、こういう製品をつくっても、消費者というか、お客様とのコミュニケーションが非常に難しく、我々の製品がどういうふうに環境配慮しているかということ表現することができなかったというところで、最近先々週ぐらいから、1枚当たりで見ると、2000年の機種に比べて今どうなったかというような表現を使って、お客様に理解をしていただくというような取組も始めました。

もう1つは、これはR o H S対応のときにやった仕組みなのですが、キヤノン1

社では達成できないということで、やはり同業者を含めて、業界全体の枠組みを使ってうまく効率的にやっつけていこうという事例です。サプライチェーンで化学物質の情報を収集するというのは莫大なエネルギーを必要とします。そういう意味で業界標準をつくっていくことによって、例えばキヤノンだけではなくて、他社に対しても同じ回答をすればいいような、サプライチェーン全体で業務負荷を軽くして、信頼性を上げていくということが必要だと思っています。

言いかえれば、環境の世界に関しては、まだルールがきちっとできていないということだと思います。ですから、ルールをきちっとつくって、それをみんなで実行していくということをきちっとやらなければいけないのではないかと考えています。そのルールができた暁に、そのルールのもとできちっと競争をしていかなければいけないのではないかと考えている次第であります。

3つ目の事例が、これは環境というと、ISO14000に代表されるわけですがけれども、徹底的に無駄をとって効率を上げていくという考え方です。これは別に環境のために活動するとか、そもそも生産効率を上げるとか、そういうことがすべて当てはまるということになります。ただ、そこを環境という軸でもきちっと評価をしていってあげて、それでモチベーションをきちっと保っていくということが重要ではないかと考えております。

最後はいつも言っているのですけれども、環境というのはどういう定義なのかということであるとすれば、今の段階ではやはり企業価値・ブランド価値ということ、それから、製品の差別化、それとコストダウン、リスクの回避、ビジネスの創出、こういったことを考えながら進めていこうではないかと考えております。

以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、帝人の小野委員からご報告をお願いしたいと思います。

○小野委員 帝人の小野と申します。よろしく申し上げます。

最初から3ページ目は印刷が間に合わなくて、紙のほうに入っていないのですけれども、今までの3社の方々と比べまして、帝人は何をやっているのだろうと思われる方が多いと思いますので、簡単に会社の説明からさせていただきます。

まず、事業としましては、ここにありますような9つの事業を主に進めております。もともとこちらの右のポリエステル繊維、ここからスタートしたわけですがけれども、ここから最近では、こちらの炭素繊維ですとか、アラミド繊維みたいな高機能繊維に拡大していっ

ておりまして、また、ポリカーボネートのような自主事業、それから、フィルム、液晶フィルム等、医薬医療といったような事業をやっております。

社員は約2万人で、国内、海外は半々ぐらいということです。事業的には、先ほどの合成繊維が30%、化成品（樹脂・フィルム）が23%程度、それから医薬ということになっております。

グローバルネットワークとしてこういったところに拠点がございまして、いろいろなところにありますけれども、グローバルな拠点も含めた中で環境経営を今進めております。

これは環境経営の考え方なのですが、これは帝人オリジナルというよりも、一般的な考え方でございますが、左のほうの環境保全、CO₂削減ですとか、廃棄物を減らすとか、そういった活動はコスト削減にもつながる。それから、右のほうに行きまして、環境配慮の製品づくりということで、そういうことに取り組むことで付加価値の向上につながる、それから、下のほうに行きまして、SRIファンドに選ばれて、環境先進企業として社会的評価が向上するということが、左の環境保全とともにつながっていきまして、最後は企業のサステナブルデベロップメントにつながるということでございます。

これを実践するために、帝人グループとしましては、環境経営の3本柱ということで進めております。

まず1つ目が、これは日ごろの環境負荷低減活動ですね、環境保全です。代表的なものでいきますと、2020年までの長期目標、CO₂を国内20%以上削減という目標を立てております。

2点目が環境配慮設計、これは環境負荷低減を製品やプロセス設計に反映させる活動ということで、今、ガイドラインをつくって、これの認定製品をプロセスを拡大しております。

3点目が環境ビジネスということで、これは2と若干重複する部分もありますけれども、環境改善への貢献自体を目的とするビジネスです。

最初の3本柱の1つ目の環境保全なのですが、2010、これは今年ですが、あと2020年の長期目標についても、CO₂、それから、化学物質の環境への排出量、廃棄物の削減といった3つの指標で目標を立てて取り組んでおります。グループで目標を立てているものもありますが、CO₂は、国内は総量、海外は原単位ということで進めております。

実績なのでございますけれども、CO₂のほうは、先ほどキヤノンさんも言われましたが、生産量がここ数年落ちてきているということもあり、2009年度は国内海外合わせて286万ト

ン、うち国内はこの下の水色のほうになります。152万トンになっており、対目標では42%減ということで、もう既に20%をかなり前倒しで達成しているという状況です。ここにつきましては、今後、2020年の目標をどうするのかというのは今検討中でございます。

それから、グローバルで見ますと、国内が約53%ということで、次が東南アジア、EUという順序になっています。

化学物質に関しましても、このように、左のほうですけれども、削減してきておりまして、目標に対しては、2011年に対してもうすぐ達成できるという状況に来ております。

産業廃棄物につきましては、非有効活用廃棄物の量を削減するというので、ヒートリカバリーのない単純焼却と埋め立てを非有効活用廃棄物と呼んでおりますが、それを削減するというので、このように減っております。国内はかなり進んでおりますが、海外はやはり中国、東南アジア等はインフラの問題がありますので、まだまだこれからというところがございます。ただ、グループ全体では目標を達成しているという状況です。

それから、2本目の柱なのですが、環境配慮設計です。これも一般的な定義ですが、ライフサイクル全体を通じて環境に与える影響を設計の中に取り入れて、環境負荷を低減させるという活動です。ここに写真が幾つかありますが、認定製品の例ということで、一番左が新幹線のN700系のポリカーの窓とか、ハイサンソというのは、医療のほうで酸素濃縮機なのですが、これですとか、あとエルク、これも新幹線のシートとか、炭素繊維でいけば、風力発電のブレードみたいなものが認定されております。

ガイドラインは2008年に設定いたしまして、今、認定制度、右のほうで進めておりますが、それぞれの事業グループのほうで自分の製品プロセスについて、チェックリストで自己評価して、部会のほうに認定を申請して、認定されると。認定されると、そのままではなくて、最後に監査をやりまして、検証を毎年続けていくということで進めております。

チェックリストについては、この下の6つの側面ですね、省エネ、省資源、安全性等についてチェックをいたします。

これがロゴなのですけれども、認定されると、Earth Symphonyという、このロゴが使えるということで、これは社内で公募してつくったのですけれども、これで製品プロセスにはマークを使用することが可能ですということで、現在、25製品、1プロセスについて認定しております。

それから、最後の3本目なのですけれども、環境ビジネスです。こちらの真ん中にありますような注力4市場、こちらで事業展開をしているということで、ヘルスケアと、大き

く分けるとグリーンケミストリーということで、重点技術領域で進めている。

その中でも、環境負荷低減製品としましては、こういったものがございます。例えばアラミド繊維というものをブレーキパッドに使うですとか、飲料の缶のPETフィルムですとか、省エネということで行きますと、飛行機とか、車とかに軽い部材、炭素繊維等を使って省エネをするというようなものでございます。

それから、もう1つの柱として、循環リサイクルということで、貢献しています。一番左はポリエステル繊維のエコサークルと呼んでおりますが、工場のユニホームとか、学校の制服みたいなものを集めまして、帝人の工場のほうで1回ケミカルリサイクルをやって、それをまた糸にして製品に戻すといったサークルを回していくというものでございます。最近では、最近までありました上海万博でのユニホームにも採用されております。

あとは植物由来のバイオプラスチックですとか、水処理技術です。

最後に、環境情報の開示の関係なのですが、最初、1996年に安全・環境報告書というのからスタートいたしまして、環境・社会報告書、今のCSR報告書と、これは2006年からこういう形にしております。これは内容としましては、実績の自己評価ですとか、専門家意見、最後に、監査法人による独立保証もつけております。

それから、ホームページでも当然開示しておりまして、事業所のほうで、国内ですが、主要8事業所で、2年ごとにリスクコミュニケーションをやることにしております。こちらで、地域の方だとか、ステークホルダーの方をお呼びして、工場見学とともに環境、環境だけではなくて、ESHですので、労働安全とか、防災等も含めたところで説明をさせていただいております。各種アンケート、それから、最後に、これは環境情報とはちょっと違うかもしれませんが、環境ビジネスの取組の紹介ということで、未来スタジオというのが帝人本社の近くにつくっております、例えばこれは実際走っている車でないのですけれども、帝人の素材をすべて使って、環境に配慮した車ができるということで、シンボリックに飾ってあるのですけれども、こういったものを展示しているところも設けております。

以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。4社とも日本の誇る環境経営の先進的な企業ですので、皆さんもご質問がいっぱいあるかと思いますが、時間も限られていますので、どうしてもこれだけは聞いておきたいということがあれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、4社の委員の方々、本当にありがとうございました。

続きまして、企業の環境経営について、事務局のほうから説明をお願いします。

○猿田課長補佐 それでは、資料2の3の企業の環境経営というところをご覧くださいませすでしょうか。本日のメインテーマといたしまして、環境経営とは一体何であるのかということをご議論いただきたいと思っております。

環境情報開示をお話しする前に、まず、環境経営に対する定義ですとか、考え方というのをしっかりと検討しておく必要があるだろうというように私どもとしては思っております。企業の価値という点では、先ほど平塚様からもお話がございましたように、また皆様のプレゼンでもございましたように、企業の取組全体として、全体をしっかりと見ていく必要がある、評価していく必要があるというように考えております。その中でも、今回特に絞ってご議論いただきたいのがこの緑色の環境に関する部分になっております。環境に関する部分の中には、実際の成果として財務数値に結びついているものや、今後、成果として上がっていくもの、そして、財務数値の中に現れていないものが含まれていると思われれます。また、環境取組のための体制というものも含まれてくるでしょう。

それから、環境経営を促進するためには、経営者のイニシアチブが必要であるということで、これは皆様からのお話もあったとおりでございますので、詳細については割愛させていただきます。綱領ですとか、そういうところの中に、昔から社会的責任などが入っている事例でございます。

それから、企業の環境活動から生じる環境負荷につきましても、これも藤井先生のほうからお話がありましたので、割愛させていただきます。特にセクター別に環境負荷というのが様々であるというお話と、偏った取組、どこかに集中し過ぎてしまうことによって、他の環境負荷の項目間でトレードオフを招いてしまうといったことがございますので、それを総合的に最適な環境取組を行っていくことが必要であるというのが昨今の議論でもございます。

これはあえて申し上げるまでもないのですが、省エネとか省資源が企業の持続可能性に確実に寄与するものであるということや、継続的な努力というものが環境負荷削減のためには必要であるということもいえます。

次に参りまして、環境負荷の分類と環境規制という点におきましては、図示したものがございます。特に規制と環境負荷の種類の関係といたしましては、この左下にあるような典型7公害と言われているものに関しては規制の枠組みがしっかり成熟しているのですけ

れども、今、議論が行われている地球温暖化ですとか、生物多様性といったものについては、今後どういう対策が図られるのかという議論が行われているという状況でございます。

グローバルに見ますと、各国により、環境負荷に関する規制も諸事情によって異なってくるということでございますので、企業の努力や成果、企業の環境に対する影響といったものを適正に評価していくためには、やはり環境負荷の定量情報によって評価していく、定量情報をしっかり管理していくということが必要になるというように考えております。

今回、環境省のほうでたたき台として定義を作らせていただいたのですが、真の環境経営とは一体何であるのかということをご議論いただきたいと思っております。真の環境経営とは、戦略的に、企業活動から生じる地球環境への外部影響（環境負荷）を最小限にし、かつ企業価値の向上に結びつけることを目的とした経営をいう。たたき台の仮の定義ではありますが、このように文章を作らせていただきました。

そして、真の環境経営度合いを測るためには2つの要素がおそらく必要であろうと。1つは環境負荷の定量情報による評価、もしくは管理、もう1つは、企業の環境対応力といった側面が必要なのではないでしょうか。

環境負荷の定量情報は、企業行動から生じる外部影響の絶対量、例えば総投入量、総排出量、インプットとアウトプットでの質的变化、汚染状況をあらわす数値など、絶対量による評価というものと、加えて原単位当たりの環境負荷量などの効率性をあらわす環境負荷情報に基づく指標による評価、その2つが必要なのではないか。定量情報による管理は、範囲を明確にした上、ライフ・サイクル・アセスメント、サプライチェーンマネジメントなどのより広い範囲で重点事項を管理していく、測定・評価していくということになるかと思えます。

それから、環境対応力に関しましては、環境経営の取組により、企業がLCA等での外部影響をいかに軽減し、自社の価値向上につなげられるかの能力というように考えられます。環境対応力には、将来キャッシュインをもたらすチャンス獲得能力と、キャッシュインには直接つながらないが、従業員のモチベーションアップ、一体感の創出、緊急時への対応、法令遵守など、間接的に企業価値の向上が図られる、仮の定義ですが、いわゆるリスク対応能力といったものがある。これらをどのように評価していくか、企業価値につなげていくかということが問題になるのだろうというように考えています。

なお、個々の企業において重点事項は異なると思えますので、それは経営上の重要性の

判断により決定が行われると考えられます。

次頁は、今のご説明を図示したものであるので、割愛いたします。

仮のたたき台として、ここでも論点を挙げさせていただきました。最初に申し上げましたとおり、持続可能な社会の実現のためには、仕組みが有効に機能していることが必要である。そのためには、やはり同業他社等によって真の環境経営度合いというものを比較していく必要があるだろう。そうした場合、真の環境経営を実行していくために、企業は何をどのように管理して、また、どのように比較して、自社の取組を評価していくのかということがキーポイントになってくる。その要素としては、先ほど申し上げました環境負荷の定量情報による評価と環境対応力による評価ということが考えられると思います。

それぞれ細かい論点はいろいろあると思いますけれども、ここら辺をたたき台にぜひご議論をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等を賜りたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

まず、私のほうから1点確認をさせていただいていいですか。

一番最初の4ページのスライドのところなのですが、ここで環境とくくられている部分に緑の破線が書いてありまして、このところを議論するということなのですが、他のところの例えば環境との関連で出てくるような社会的な側面とかといったものについては、どのような取り扱いをされるお考えなのでしょうか。

○猿田課長補佐 今回は、全体から環境部分だけを切り出すのも大変難しいことかと思っておりますが、全体を含めてしまいますと時間が足りないこともございますので、とりあえず環境に絞ったところでと考えております。

○上妻委員長 環境にフォーカスしてということですね。

○猿田課長補佐 フォーカスしてご議論をいただきたいと思っております。

○上妻委員長 それでは、もう1点、私のほうからいいでしょうか。

同じ図なのですがけれども、財務的なファクター以外のところはガバナンスがどういうふうになっているかということはすごく重要だと思うのですが、ガバナンスのところは環境で下のところにくくられているのですが、緑の破線で囲まれているガバナンスのところというのは、具体的にどんな部分をイメージすればいいのでしょうか。

○猿田課長補佐 これも例えばですけれども、環境に対するガバナンスということで、企

業のほうで構築されている環境に関する品質ですとか、コンプライアンスですとか、それを遵守するための体制といったようなもののイメージと考えております。

○富田委員 ちょっと変な質問かもしれないのですが、いつも私は悩むのは、環境経営という言葉なのですが、これ、例えば英語に訳すとするとどういうふうに訳すかというのが結構難しく、意外にわかりにくい概念のような気もして、環境経営というのは何か特別なものなのか、似たような事例で言うと、例えば顧客重視経営とか、コンプライアンス経営とか、いろいろ多分言葉としてはできると思うのですが、この位置づけというのはどういうふうに考えられるものなののでしょうか。あと、もし適切な英語訳があれば教えていただきたいのですが。

○上妻委員長 環境経営はとくに日本でよく使われる言葉だと思います。なぜかという、日本企業のCSRマネジメントは、当初、環境にフォーカスして進んできたという歴史的な背景があり、そこに優位性があるからです。しかし、欧米の場合は、環境だけ切り出すことはあまりしません。ただ、CSRマネジメントの中でも、ここ数年は、気候変動だとか、水の問題に絡んで、環境ファクターの重要性がかなり高くなっており、日本がこれまで蓄積してきた、そういう部分での優位性をさらに発展させることで、産業競争力の強化にも結びつけられる可能性があります。それでいいのでしょうか。

○藤井教授 私は本検討会の委員ではないのですが、ついでですので、一言、言わせていただきたいと思います。ここに「環境負荷の定量情報と対応力」と書かれていますが、外部影響の絶対量というのはそうだと思うのですが、この中にできれば、「将来の負荷の推計」というのが入ってくると思います。それも経営の中での位置づけが当然要ると思うのです。単に量的な排出量だとか、削減量を書くだけではなくて、例えば、先ほど少し引用しました、SECの今年のガイドラインでは、ペンディングレギュレーションという考え方が入っています。これは、つまり、規制が今導入されていなくても、入ってきそうな場合、それが予見されるときに、予見についても書けということ、SECがまず言っているのです。それに伴って企業活動にどのような影響があるのか、それにどう対応するのかということも、そうした将来規制の影響がその業種、企業にとってマテリアルな影響であれば、財務の情報として出せというふうにして書いてあるわけですね。この辺についても、どうされるのかということをご議論していただきたいと思います。

○上妻委員長 それは物すごく重要な論点で、ESGに基点を置きながら環境経営の問題を考えていくときには避けて通ることができない課題です。将来の企業の状況を予測する

ためにどんな情報が必要かということを考えると、当然、規制の動向は指標づくりに際してもかなり注力して検討しなければならないところだと思っています。SECの解釈ガイダンスの公表時期は、COP15の直後で、ワックスマン・マーキー法の後の対応をめぐって上院で多くの法案が提案されては消えていった時期にあたっていますが、11月の中間選挙で、アメリカでの気候変動規制はなくなってしまいましたので、あとはNGOの動向や、EPAの規制だけが関心の対象になっています。しかし、日本は置かれた状況がほとんど変わっていませんので、新規の環境規制に関する情報開示問題も、この検討会で議論していただくことになると思います。

○後藤委員 2つあります。将来のことをどう報告するかというのが1点目です。実は私、環境経営学会で、今年、「ダイヤモンド」に、カーボン格付で発表したのですが、2050年のビジョン、目標を出しているかどうかをポイントにしました。もう十数社が出していますので、例えばソニーのさっきのような話でも、2050年、ゼロに向けてとか、そういう話がありますので、そういうものをどういうふうに本当に指標化できるのかできないのかという議論に持っていくのかなというふうに思っているという点が1点。

2点目は、この19ページの真の環境経営（案）の中で、これだけではちょっとだめではないかなと思っております。理由は、このライフサイクルの考え方というのは2003年版で入れたのですよね。その時点においては、世界で最も進んでいたと、私も委員でかかわってましたので、そう思っておりました。それから、今でもそう思っております。環境省さんの関係で、私もちょっと手伝っているのですが、中国が環境報告書ガイドライン、多分来年発表するのですけれども、かなり日本の今のものに近いものになるのだろうと思っ
ていまして、そういう意味では、ライフサイクルが入っているのですね。ただ、ここへ来て、富田さんなんかがかかっている26000が出て、バリューチェーンという形で特に環境をとらえるようになっていまして、サプライチェーンマネジメントだけではなくて、最後のほう、それから、古田さんもお話になったのですけれども、特に使用段階のCO₂、自動車なんかもそうですよね、圧倒的に多いので、バリューチェーンのものをどういうふうにやっていくか。これは環境会計の改定にもつながると思うのですが、昔で言うとみなし効果になるのですかね。そういうものをどういう形で正確にというか、正確にはカウントできないのですけれども、人々が納得する形でカウントできるのかというようなことを指標化できるのかどうかということも含めて検討する必要があります。これはまた、すごくバウンダリーというのが、企業グループに限られているように思うのですが、もう少

し、掘削から、使用、廃棄、リサイクルまで全部含む形にしないと、次の10年、2003年に入れたアイデアのままにとどまっていると思いますので、今回、違う形、違う形というより、もっとバウンダリーを広げるという形にしないと、真の環境経営の考え方につながらないと思います。

○上妻委員長 ありがとうございます。おっしゃっていただいたことは、全くそのとおりでと思います。今回の検討会はそのところが重要なポイントになるだろうと思います。

○小野委員 ちょっと話が戻るのですが、先ほどソニーの富田さんのほうから話がありました、英語はどうするのかという話なのですが、帝人のほうでは、サステナブル・エンバイロメンタル・イニシアチブというふうに定義といますか、つけております。これはうちが考えたわけではなくて、本当のことを言いますと、翻訳会社がそういうふうに訳してきたのですが、それを、これはいいなと思って、それ以降は、海外の事業所とかに説明するときはそれで統一して、社内では使っております。

○佐藤委員 うまくまとめられるのかわからないのですが、真の環境経営のところで、今までどうしても環境問題というと、減らせ減らせという方向が非常に強くて、絞ったぞうきをさらに減らしていますみたいな報告書が多くて、読んでいて若干おもしろくないという気がするのですね。それで、これからの環境問題というのは、1つは資源の枯渇、それに伴う資源の奪い合いという、確保的な側面もかなりあるのではないかと思うのです。それに伴って生じるさまざまな環境負荷、人権侵害、こういうものが相当あるというふうに思っています。したがって、資源の枯渇に対する考え方、それをどうやって、より枯渇しない資源に転換していくか、それから、さらに、資源の奪い合いの中で発生するような問題にどういうふうに対応するかということについて、特に原材料、レアメタルの問題なんかも今年大きなショックになりましたけれども、そういう問題に対する考え方を本当は私は入れてほしいなというふうに思っています。

○上妻委員長 その問題も当然検討課題に入ってくると思います。今年になってから、これまでずっと進められてきたOECDの持続可能な物質管理(サステナブル・マテリアルズ・マネジメント)がEUでも注目されつつあり、バリューチェーンを全部通して、すべての環境負荷を原材料の段階から適切にコントロールし、特に物質と水とエネルギーにトレードオフが起こらないように最適にマネジメントしていくという考え方が主流になっています。今後の環境マネジメントも当然そういうふうに進化するだろうと思います。

○平塚企画官 やっぱり国際情勢を踏まえないといけないのではないかと。これ、国がや

るとなかなか大変だなと思うのは、どうしても日本だけで見ると心配なのですね。何を申し上げたいかという、ヨーロッパで、私は今日あまり話をしていないのですが、実は環境に対する開示強化よりも、人権問題に対する開示強化をやれというのがグローバルなトレンドになりつつある中で、この成果が国際的に問われたときに、どういう意味を持つのだろうか。環境だけの部分だけ突出した開示をやっている人は実は人権の問題から逃げているなんて思われたりしないだろうかとか、そう考えたときの、私も政府の中にいて、かつ環境省の会議に呼んでいただいていますけれども、ガラパゴス化しないルール、ちゃんとやらないと、何か思っていることと逆の効果が出てしまったりするのではないかなという、そういう心配があります。あとは、数値指標も、例えばLCAなんてヨーロッパの企業はできていないわけで、やる以上は外にちゃんと売りにいって、つくろうとしているグループはいるわけですね。その人たちは、むしろヨーロッパの企業もこの定義で評価させるとか、それぐらいのことまでやらないと、本当に求めている意味というか、日本の企業は投資家なんて半分以上外国人投資家という、キヤノンさんなんかもそうですけれども、そういう前提でやらないと、この話は仕掛けただけでは済まないのではないかという気がします。答えはないのですけれども。

○上妻委員長 全くおっしゃっているとおりだと思います。ただ、私が言うのはいいのかわいのかわかりませんが、日本の省庁の場合は縦割が厳しくて、前回の2007年度版の環境報告ガイドラインのときにも同じ議論がありましたが、なかなかうまくそのことを解決できないまま、この場に至っています。おっしゃるように、人権問題に関しては、つい先月、国連事務総長の特別代表部がコンサルテーションを開始した多国籍企業の人権に関する行動原則案を見てもわかるように、今後、政府の役割や企業に対する規制が、すごく強化される方向にあると思われれます。環境と人権は現在もっとも注目されているCSR課題なので、それらを検討課題にすべきだというご意見はすごく重要だと思っております。我々もそこを考慮しながら議論を進めてまいりたいと思いますけれども、それでいいでしょうか。

○加藤委員 運用機関の1社として一言コメントさせていただければと思っている次第でございます。

運用機関目線でいいますと、ターゲットとしている運用機関、また、年金基金をどこに置かれているのかというのが非常に関心のあるところでございます。運用プロダクトの中にはSRIファンドと呼ばれるものもございますし、SRIファンドイコール環境などを

特に注力して評価し、業績なども踏まえて運用するファンドでございますけれども、環境を考慮する方法の1つは、投資のプロセスの中で、明確に環境問題なども考慮して運用するもの、もう1つは、従来からある年金の運用でもございますけれども、もちろん環境も見るのですが、重要であれば、運用の中で考慮するという運用があります。従来からいるファンド・マネージャーやアナリストがどのように企業業績を予想しているかということ、基本的には財務の情報、あとは中期経営計画などに基づいて業績予想などを立てて、株価が割安か割高かということで判断するというところでございます。

市場規模で申し上げますと、S R I ファンド、まだ日本は0.7兆円ぐらいということで、運用資産全体に対して0.1%にも満たない。そうしますと、いかに環境経営という概念を、またはその大切さを実際の運用で取り込んでいくかが重要となり、先ほど申し上げた後者の、従来からある運用にいかに環境を取り込んでいくかがポイントになると思われました。

については、従来からある運用においても、環境は重要で見ているのですが、最初のステップとしては、例えば中期経営計画や、ビジネスを取り巻くファンダメンタルズの状況といった、今置かれている全体像、すなわち会社としてどのように今後経営を動かしていこうと考えているか、全体像の中から環境について考慮していくこと形が重要であり、一般的かと思えます。そうした際に、環境経営は非常に重要なのですが、そこだけにフォーカスしてしまうと、S R I 的な運用機関にはよりわかりやすいかもしれませんが、まさにコンセプトが環境などをフォーカスしている運用でございますので、よりいい情報が出てくることで、コンセプトに沿った企業評価をしやすくなって、運用がより高度化できるかと思えますけれども、一方でもともと従来からある運用のほうでは、企業の全体の中での環境はどうか、その環境の中で、環境への問題に対してどのように取り組んでいくのかという話になっていきますので、今日はお時間がなくてなかなか議論もという話で、それもまさにそうだと思いますが、ぜひ議論の方向性としては、全体観の中で環境問題がどう位置づけられていて、その位置づけに対してどう取り組んでいくのかという視点が、運用機関の従来からある運用者のほうにとっては重要ではないかと思った次第でございます。

○上妻委員長 細かいところに関しましては、次回以降に審議されると思いますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思えます。

○菊池委員 私は運用の現場に十何年ずっといる立場でありますので、その立場から、細

かい点を1つ、大きな点を1つ申し上げたいと思います。

細かい点に関しては、先ほど後藤委員のほうから、バウンダリーということがありましたけれども、バウンダリーというのは、現場の人間にとっては非常に大きな問題であります。我々にとって財務会計という1つの重要なものがありますが、そこより今は非常に小さい、限定的な情報というのがいろいろ提出されている。我々にとっては使い勝手がよくないということがあります。かといって、スコープ3、バリューチェーンのようなどころまで広げていくと、財務会計より場合によっては広くなるということになり、これまた、財務会計のなかでどこにどう織り込むのだという議論になってしまいます。現場としてはデータをどうハンドリングするかという、非常に技術的な問題でありますけれども、そこの絡みを考えながら、こういったデータを定量化して、こういった情報を開示するのがいいかという議論をすべきではないかなというふうに思います。

大きな点に関しては、先ほどの加藤さんのお話とも少し絡むところなのですが、企業の中期経営計画等々で環境に関する方針でありますとか、定量目標が私たち投資家に対して提示されるということが、最近はそれほど珍しくなくなってきました。釈迦に説法になりますが、CO₂の削減目標を入れる企業が出てきたりとか、個社名を挙げるのは避けますが、サステナビリティ指標みたいなものを自分たちなりにつくって、それを提示して、我々と議論したいというふうにおっしゃっている会社も、数は少ないですが、出てきました。というようなこともあるので、企業価値そのものの中にビルトインされる手法というような視点もあるのだという、大きな目線というのも必要かなと思います。

○竹ヶ原委員 金融が続くので手短にやりますけれども、金融の目線から考えますと、事業なり、企業なりの価値ですね、これを評価したいというのが最大の動機であります。ですから、何も環境だけの要素を引っ張り出して評価したいとはだれも思っていないと思うのです。ですから、言うなれば、その企業なり事業なりが、将来生み出すキャッシュフローを、環境という側面で見たとときにどうなのだろうか考えると、恐らく視点は2つしかなくて、本来、環境制約というのは成長制約要因ですよね。これを転じてきちんとむしろキャッシュインに変えていけるだけのまさにエコプロダクトを持っていらっしゃるか、あるいはそのパイプラインが充実しているかどうか、そこが1つの評価だし、もう1つは、将来のキャッシュフローを棄損するリスクです。環境リスクというのが顕在化しないかどうか、そこを見ているということだと思いますので、あくまで企業全体の中でのそういった環境の側面というのを見るのが、環境経営なるものを評価するときの目線なのかな

ということなので、そういう意味では、この整理はあまり違和感がなかったのですね。

ただ、1つ、藤井先生のおっしゃったとおりであって、じゃ、環境リスクを評価するときなのですけれども、あるいはキャッシュフローを見たときに、過去のデータは環境負荷で見れますけれども、今後のキャッシュフローに影響してくる環境側面の影響というのは、なかなか見れない、資産状況債務みたいなのは一部入っていますけれども、このあたりどうするのかというのが1点です。

あともう1つは、先ほどの話と絡みますけれども、バウンダリーをどうするか。さっきも出ていましたが、生物多様性の話で、特に生態系サービスへのフットプリントが大きいとか、そこへの原材料の依存度が大きい会社となると、これは下手すると、バウンダリー、ちゃんと広く見ておかないと、環境リスクを見損なう可能性もあるし、その話は、さっき出てきた人権にもつながってくるので、E S G、完全に切り分けられるわけではないと思うのですね。だから、このあたりを今回の検討会でどう議論されていくのか、自分の中では整理できていないのですけれども、問題提起させていただければと思います。

○古田委員 いろいろ議論とか、資料を読まさせていただいて、それはそれでそのとおりでだなというふうに思います。それと、ここでまとめていただいた真の環境経営（案）に関しても、それほど違和感はないのですが、最終的な、老婆心ながら、この委員会の目的と課題と、最終的なアウトプットというところを考えさせていただいたときに、今後のあるべき姿を議論するのではなくて、日本全体のレベルを上げていこうという議論なのだと思うので、最終的なこの委員会のアウトプットのポジショニングを共有しておかないと、本当に最先端というか、これから先、目指すべきところを議論していくのか、ある程度みんながこの辺まで行きましょう、そのためにこういう形でまとめをつくって、全体の底上げを図っていきましょうという議論にするのか、その辺のポジショニングを委員の先生方と共有しておいたほうがいいなということを感じました。

○上妻委員長 これについては環境省のほうからお話をさせていただいたほうがいいでしょうか。

○猿田課長補佐 今ご意見をいただいたところなのですけれども、最初のところの本検討委員会の目的というところで、資料2の6ページなのですが、少しご説明させていただいた中に組み込まれているということなのですが、今おっしゃられた目指すべき方向性なのか、それとも、より広く普及させていくべきかという2点、二者択一という感じではなくて、将来、10年先になるか、20年先になるかはちょっとあれなのですけれども、やはり1

つの道しるべといえますか、皆さまが日本全体、もしくはグローバルに目指すべき方向性というのは1つ示していきたいというようには考えております。そのための真の環境経営といった定義になると考えております。というのが1点。

そして、やはり重要なのは、特に2番目だと思いますけれども、これに関しまして、施策ということで挙げさせていただいたのですが、まだ促進されていない企業に、環境経営なり、情報開示というものを、どうやって底上げを図っていくのか、そのための情報開示というのはどういうものがあり得るのか。例えばコア情報を出したり、それ以外にも普及させるための方策ですね、それも含めてぜひご議論いただければというように考えております。

○上妻委員長 一番最後のところのアスタリスクのところなのですが、環境報告ガイドライン2007年版、環境会計ガイドライン2005年版だと思いますが、それぞれの改訂の準備作業というふうに理解していいですね。

○猿田課長補佐 改訂自体は来年度を予定しております。そのための方向性であるとか、課題といったものを、3月までの本検討委員会で出していただければというように考えております。

○稲永委員 資料の19ページの最後の行に関してなのですが、読み上げますと、真の環境経営の1つの項目として、「具体的な実施項目は、個々の企業において経営上の重要性の判断により決定される」というふうに書かれているのですが、開示とかそういったことを考えると、基本的にはステークホルダーが、開示してほしいというような重大な関心事に対して開示をします。そのときに重大な関心事で、いろいろありますけれども、それは実施上のコストの問題とかありますから、それは経営上の判断で、取捨選択という話はいいかと思います。そういう意味で、重要性の使い方がちょっと違和感がある。このままだと、経営の企業の独善でやってもいいというようなとられ方もするのではないかと思いますので、考慮いただければと思います。

○上妻委員長 重要性、つまりマテリアリティーの問題は、その問題が残るので、なかなか悩ましいところだと思いますが、そのことも含めて具体的な施策を講じるときに議論していただきたいと思います。

○平塚企画官 私もこういう議論をずっとやってきていて、1つ考えなければいけないのは、時間軸があると思うのです。投資家が環境経営というのが、例えば10年の環境経営とか、20年の環境経営、多分、投資として評価ができないのだろうと思うので、さっきの

中期経営計画と言われるとイメージが多分わかる、3年から5年という、それでももしかしたら長過ぎるかもしれない、企業側がどういう開示をされるかというときに、時間軸が見えない開示をするのは、投資家の方にとっては使いにくいのではないかと思います。竹ヶ原委員おっしゃっていたのですけれども、実は企業会計は、資産除去債務の話に限らず、予測見積もりをたくさん含んでいますので、例えば事業の将来性みたいなものを見た瞬間に、繰延税金資産が取り崩されたり、売上が落ちたりとか、減損が起きたり、物すごく経営計画に即したような形で、リスクがそこにあれば会計全体が狂うみたいなどころがあるわけですから、その財務的な話と非財務的な話は、時間軸を一体にしてやっつかないと、経営として環境をどう評価していくかということにはできないのではないかと思います。これは、私、両方を見ているので、感じています。

○上妻委員長 財務情報と非財務情報をどのように関連づけて、どういうふうに主従を決めていくのかという問題だと思うのですが、この検討会では、特に非財務情報についてフォーカスしながら検討することになりますので、どの辺まで財務情報の側面に言及するかはこれからの検討課題になります。貴重なご意見として留意したいと思います。

○後藤委員 ずっと投資家が使う情報とか、国際的な基準とか、比較可能性とかという議論がアプリアリに出ておまして、否定をするつもりは全くないのです。しかし、企業が環境報告書を出す目的は、社会に対する説明責任を果たすという非常にきれいな理由がアンケートでは1番目に必ず出てくるのですけれども、2番目、3番目、ほとんど同じパーセントで出てくるのが、従業員に取組を知ってもらう、取引先に知ってもらうというのがほとんど社会に対する説明責任と同じぐらい、日本の企業の場合、出てきているんですね。そうすると、それは比較可能ではなくたって全然構わないわけです。自社は将来に向けてどうやろうとしているか、それで頑張ろうぜと言っている企業の経営者が、従業員のモラルアップのために使う、それは結構日本の企業の環境報告書の発行目的なのですね。発行目的は企業が決めればいいわけですから。とりあえずは環境配慮促進法で発行が責務とされていますけれども、CSR報告書に至っては、責務にも何もなっていないわけで、ESGという観点で言えば、やっぱり企業が目的を決めるときに、決して今アプリアリに言っている目的だけではないので、その辺を考えて、さっき目的という中で、猿田補佐がおっしゃったように、2つの目的があるわけですし、その上のほうの目的では、やっぱり企業が独自でやるということがあるという前提で、平均的なものをつくれればいいということではないというふうに思っています。

○上妻委員長 議論は尽きないと思いますけれども、次の議題もありますので、ここで1回休憩を挟ませていただきたいと思います。

〔休憩〕

○上妻委員長 それでは、再開させていただきたいと思います。

第2議題でございます。企業の環境情報開示について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○猿田課長補佐 資料2の4番、企業の環境情報についてということで、先ほど稲永委員のほうからもご説明がございましたけれども、情報開示については、右側にありますとおり、ステークホルダーのニーズと企業サイドの重要性やコスト・アンド・ベネフィットというものを勘案して、最終的に目的に適合するものを開示していくという内容でございます。そもそも、情報開示の機能といったものは、あまり細かく説明いたしません、大きくはアカウンタビリティ機能やコミュニケーション機能やプレッジ・アンド・レビューといった機能があるというように言われております。

それから、今回、企業の情報の部分について特にフォーカスを当ててご議論いただいているのですけれども、現状、こういう情報がどこに入っているかといいますと、有価証券報告書の非財務、財務情報の中、もしくは今回中心でご議論いただいている環境報告書の中に含まれている。項目で見ますと、右上にあります環境に関する部分、先ほどの真の環境経営の定義にあった2要素の中にも含まれておりましたが、環境負荷に関する定量情報の部分と、あとは企業の環境対応力といった定性情報に関する部分、そして、将来像をどうやって考えていくかといった点があると思います。

環境に関連する財務情報といった点でも、特に財務諸表は有価証券報告書の中に入っておりますが、いろいろな会計の項目の中にも含まれている。もちろん環境会計もそれとは別に保全費用等をしっかりと開示しているというような全体の内容になっております。

さまざまなステークホルダーがいらっしゃいます。環境報告書はすべてのステークホルダーを対象にしているのですけれども、特にメインとして金融機関等、消費者、そして、規制当局ということで考えられます。現状の要請といたしましては、またご議論いただければと思いますが、特に2回目の検討委員会で深掘りをしていただきたいと思います。けれども、企業価値や持続可能性との関連性で、特に環境に関する重要性というのはどんどん増しているという状況だと考えられます。

それから、4番目の規制当局に関しましては、第3回目の委員会の中で議論をご紹介さ

せていただきたいのですけれども、私どもといたしましても、持続可能な社会の構築や環境取組をさらに促進するということを目的として、企業にご要望をさせていただいているという状況でございます。実際は開示する項目のバランスを考えられて、企業の皆様が判断して、適切に開示しているということだと思われまます。

繰り返しになりますが、検討の方向性といたしまして、将来の環境経営の方向性を示唆する環境情報開示のあり方、そして、環境経営・環境情報開示の促進を意図した開示のあり方、例えばコア情報の特定など、そういう方向でご議論いただければと思います。

ご紹介までに、現状の日本の環境情報に関する開示制度なのですけれども、1つは、自主的な開示として、今回メインとなっている環境配慮促進法にかかわる情報開示、当然海外向けには英文CSRレポート等を出されている。アニュアルレポートの中に最近はサステナブルな情報を入れているという、1つの統合的なレポートの形というものも見られるということでございます。それから、報告制度といたしましては、地球温暖化対策推進法にかかわる温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等、さまざまあるという状況です。これ以外の報告に加えまして、企業の方々は、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトや、SRI評価会社からの質問等に多数こたえているという状況になっております。

財務報告に関するところは参考までにということで載せさせていただいたので、割愛させていただきます。

あと、環境会計に関しましてですが、ここに挙げさせていただきましたのは、リコー様の環境省の環境会計ガイドラインに基づきまして、自社開発による計算式、手法等をもとに開示している例であります。そして、もう1点は、アカウンティング・フォー・サステナビリティの提唱するような枠組みを用いて開示している住友電工様のような事例ということで挙げさせていただきました。

一応ご議論いただきたいのは、既存の環境会計の枠組みを活用しつつ、真の環境経営度合いの測定に関連づけて、新たな環境にかかわる財務数値、財務情報の開示の枠組みというものを検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

たたき台といたしまして、議論を円滑に進めるために、論点を出させていただきました。1つは、将来を見据えた開示の枠組みというものはどういうものがあるのだろうかという点と、それから、企業の現在ある開示の自由度といった点と、ステークホルダーにとって利用価値の高い、よりそこを向上した開示の仕方はどういうものがあるか、例えば統一した開示フォーマットというものを利用した開示というものはどうなのだろうかという

話をご議論いただきたい。それから、重要性やバウンダリーの話、比較可能性の話、セグメント区分による開示、リスク情報等といろいろあるかと思います。関連する財務情報をどう出していくかというお話もあるかと思います。網羅的に羅列しておりますが、中心となるテーマについてご議論いただければと思います。

○上妻委員長 かなりたくさんのお話事項が挙げられているかと思いますが、これらにつきましては、より具体的に第2回目の検討会でも話したいかと思うので、そういう時間的な余裕があるということをお含みいただきたいかと思います。

それでは、ご質問、ご意見等を賜りたいかと思うので、名札を立ててお知らせいただきたいかと思います。

○富田委員 私はいつもこの辺の議論で気になりますのは、先ほど平塚さんが明確におっしゃいました、やはり報告書は読まれていないという問題をどう考えるかということが1つ大事だと思います。読まれていない原因があるとすれば、まず、そもそも報告書の存在が知られていないというのがあるかと思いますが、日本なんかだと統計を見ると結構知られている部類に入ると思うのですね。

あとは、そもそも知っているのだけれども、そんな情報、別に読みたくもない、あまり情報が求められていない。これはちょっと悲しい状況だと思いますが、逆にそういう状況であるのであれば、どちらかというところ、もうちょっと市民教育的なことをするとか、別なアプローチが間違いなく必要で、報告の内容をとやかくという以前の問題かなど。多分、今回のはどちらかというところ3つ目のポイントで、読み手はいるのだけれども、適切な情報が提供されていない、そのニーズと開示される情報のミスマッチみたいなことがもしかしたら起こっているかもしれない。それがゆえにあまり十分に使われていないという点があるのではないかと思うのですね。

私が今いろいろCSRとかやっている経験上で言うと、今一生懸命こういった報告書を読んでいる人はだれかというところ、SRIの投資家さんとか、評価機関の方とか、一部のNGOの方、NGOの方も開示しろとか、第三者検証を受けたほうがいいと言いながら、そういうことを言っている方はあまり読まれていなかったりする傾向が何となくあるかなと感じていますが、いずれにしても、一部の方は非常に熱心に読まれている。あとは研究者の方とか、最近、日本に限らないかもしれませんが、学生さんですね、会社に就職することを考えたときに読みたいというニーズも結構あると思うのですね。そういうのを鑑みますと、求められている情報の質というのはかなり違ってくるはずで、冒頭のほう

で、消費者からも選ばれる企業みたいなことが書いてあったと思うのですが、多分一般の消費者の方に、物すごい情報の環境報告書を提供しても、間違いなくミスマッチが起こってしまうと思いますので、やはりこの議論の中で、どこの読者といいますか、情報の受け手を想定してやるのかというのを考えていかないといけない。逆に総花的になって、投資家はこれが欲しい、NGOはこれが欲しい、消費者はこれが欲しい、学生さんはこれが欲しいというのを全部統合すると、これはむちゃくちゃになって、わけわからなくなりますので、やはり今回これを議論するのであれば、どこに向けて発信していくのかというところをもっと明確に議論していかないと、なかなかこういうリテールに入ったときに、結局、どこに向かっているのかわからなくなるということがあるのではないかと思いますので、意識していただきたい。

あとはつけ足しですが、何度も出ていますが、特に我々のようなグローバル企業にとっては、グローバルな整合性というのは非常に欠かせない問題なので、あまり日本だけで特別なようなリクワイアメントが入ってくるのは好ましくない。やはりグローバルとの整合性というのは非常に大事だと。その観点からすると、先ほどから何度も出ていますが、環境だけではなくて、もうちょっと広い意味での人権とかサステナビリティみたいなところをやはり意識していかないといけない。先ほどレアメタルという稀少金属の話も出ましたが、ああいうところは、どちらかというところ、今、海外では稀少金属、確かに環境側面もあるのですが、やはり稀少金属なんかだと、人権の問題とか、紛争鉱物みたいなほうに今非常に強く関心が高まっていますので、逆に日本の企業が稀少金属の問題を環境問題としてだけしかとらえなかったら、これは逆に総合的な意味で企業価値の棄損にもつながりかねないというふうに思いますので、そういった視点から、この開示の問題を取り上げていくべきではないかと思います。

○西堤委員 今、富田さんがすごくいいことをおっしゃっていただけたので、私もそうだと思うのですが、1つには、これは裾野を広げようとする、やっぱり書いて何か効果があったという、そこが必要だと思うのですね。例えばわかりやすく言えば、自分のところの会社の商品がよく売れるようになったとか、自分のところの持っている環境技術やノウハウが、例えば途上国なんかに使われるようになったとか、そういうことがまず取っつきとしては必要なのではないかと。そのためには、それが売れるだけではなくて、会社自体も信頼されないといけないというので、その後でまたいろいろな情報をつけ加えていかないといけないという感じになってくるのではないかとと思うのですが、お話を聞いている

と、バウンダリーとか、それもわかるのだけれども、投資家さんにするのは、小さい会社で、お金を融資してもらわなければいけないのは、確かに投資家さんに理解してもらわなければいけないのだけれども、何か企業として、自分のところの商品をうまくアピールするようなことがまず基本ではないかと思うのですね。報告書は、リスクよりもビジネス機会と考えるようなガイドラインが良いのではないか。そのほうが、今後発行する企業も増えるのではないかと思います。それと、国全体の施策を考えると、環境立国ということで、環境ビジネスで日本をもう1回もち直させなければいかんという大きな方針があると思うのですね。そういう意味からいくと、環境省みずからがよその国にビジネスに出かけているというような国もあるみたいですが、せめて日本としては、環境省さんが自分たちの国策でどういう方向に持っていきたいかというのがもちろんあると思うのですね。それとやっぱりビジネス界をうまく、日本にはこういう技術があるのだよ、そういうのもっと中小の人も含めて、もっと広げて、うまくつなぐというような、ホームページでも何でもいいのですが、そういうようなシステムももっと大きなところで考えていただいたほうがいいのではないか。あまり環境情報開示の検討が、細かい細かい話になっていくのはどうももう1つ私としては疑問です。

○藤井教授 先ほどの議論ですが、1つはステークホルダーの特定の議論が当然のことながら出てきます。財務情報の部分は当然、投資家は必要と思えば読むわけですけども、まず、「CSR報告書は読まれていない」という概念がひとり歩きしているのだと思うのです。本当にそうなのかということをもっと検証されたほうがいいと思います。大半の投資家には多分読まれていないのでしょう。ただ、先ほど言われたように、読んでいる人もいます。だから、だれに対して読ませようとしているのかが定かでない、まさに「読まれていないシンドローム」になってしまうのだと思います。なぜそうなっているかというのは、私もジャーナリストをやっていたからわかりますが、報告書の中身がおもしろくないからですよ。全体的に現在の報告書は総花的でフォーカスが当たっていない。誤解を恐れずにいうと、作り方が下手なのです。ある意味では、まじめにつくっているので、網羅はしているのだけれども、だれに読ませるのかというのが定かでなく、読み手を意識していない。これは報告書をつくっておられる会社の方もおられるので、失礼な言い方にもなってしまいますが、総じて、だれに読ませるのか、読み手をまず意識していないという特徴があると思います。一般的な環境報告書、CSR報告書について、私が見た感じでは、読み手を意識して、読み手からのリアクションも含めた、双方向のコミュニケー

ションがとれるような仕掛けなり、つくりをしていくということが必要だと思います。つくる手法の巧拙が実は結構影響するのではないのでしょうか。読み手のターゲットの絞り込みと、どうやって伝えるかという技術。既存のメディアの編集力のようなものをある程度使えば、克服できるのではないかという気がいたします。

○八木委員 まず、読者の件ですけれども、私、大学に勤めておりますが、学生は非常によく読んでおります。環境報告書については、CSR報告書を含めて、就活の一環で、極めてヘビーな読者ではないかと思えます。

それから、開示制度についてですが、先ほどの冒頭のほうのご説明等もあったのですが、EU等では、インテグレート・レポーティングという方向に行っていますけれども、日本の現在の制度を考える場合には、アニュアルレポートというのはまだまだ普及していませんし、こういった環境報告書の中で、そういった財務と環境がリンクした情報を充実させていくというのが、ひとまず一番有効ではないかというふうには考えております。

その際に、先ほどの環境経営のところでも、キャッシュインフローというのがキーワードに出てきたので、ちょっとこれはリジット過ぎるかなという印象もあるのですが、ここまで言ってしまうと、かなり財務会計にリンクさせたような、きちっとしたデータを出さなければいけないのではないかというイメージがありますけれども、ただ、財務会計とのリンクというのが、現在、環境会計のほうとはそれほどうまくついていないという現状もございまして、まずその辺をしっかりとリンクさせて、情報の整備をするということが重要ではないかというふうに思います。

それから、先ほど藤井先生からもお話がありましたけれども、環境負債等を考える場合には、ストックの概念が抜けておりますので、これはただ単に物量で出すだけではなくて、その辺も経済的な情報も含めて、リスクの大きさを財務会計ではかれないような将来リスクの大きさみたいなものもセットで出していければいいのではないかというふうに思います。

同時に、現在の環境会計ですと、将来のチャンスの部分といいますか、ビジネスチャンス部分というのはなかなか反映できていないという部分がございますので、こちらのほうも何か新しい形でプラスアルファできないのかなと、これはちょっと感想ですけれども、そういうふうに思います。

○平塚企画官 この読み手の問題と開示される情報の適時性というのは、どこかで議論をされたほうがいいのではないかと思います。なぜまとまった形でレポートにしなければい

けないかというところと、読み手の問題がかかわっていて、本当にリスクにかかわる情報というのは、例えば財務にかかわる話であれば、適時情報として開示をしなければいけないわけですね。ですから、そういう情報であれば、先ほどの話ではなくて、E D I N E Tでもみんな見るという、こういうことなのだろうと思います。その上で、私はどちらかというと、金融庁と議論しているのは、四半期開示みたいなものをむしろ簡素化するほうが良いということをやっていますけれども、もちろん四半期なんかにはならないわけですが、アニュアルでやることの意味をどう考えるのかということかと思えます。

○菊池委員 先ほどは投資家としての立場から申し上げたので、若干その立場を離れたCSR報告書の一読者としての率直な感想というお話を申し上げますと、数年前までは、いわゆるCSR報告書というのは、環境、社会、ガバナンスを順番にただ並べるだけとか、ステークホルダー別に並べるだけとか、いわゆる網羅性はあったのですが、読み物としてはどうなのだろうと。正直申し上げて、そういうのが多かったような気がします。ところが、この数年、特集というページをつくられて、我々はこう考えていますという、企業のメッセージが比較的ストレートに出ている報告書がふえてきたような、定量的にそれが何社ありますというお話はなかなかできませんが、そういうイメージを持っています。そういうメッセージが明確になっていると、これは読み手としては非常に面白い会社さんがありまして、この点ではレポートの内容は変わってきたのかなと思いますので、全然読まれないという、藤井先生、先ほどのお話がありましたが、必ずしもそうではないのではないか、ちょっと接してみると面白いのではないかという気がしております。

投資家の立場に戻って話をもう1つだけさせていただくと、環境会計みたいなところも先ほど事務局からも話が出ておりましたが、CSR報告書等々の中で、この手のデータは、基本的に後半にしか出てきません。最初のうちにはほとんど定量的な話が出ていなくて、CSR報告書の最後のほうに、環境情報ですと、ぱっと1ページだけある。なかなかそこまでたどり着く前に終えてしまう、ホームページを落としてしまう、こういうようなことが珍しくないのではないかという気が周りを見ていると思います。したがって、どういうふうに出すかというところを、検討してみたほうがよいのではと思います。せっかくこういういいデータをつくっているのに、本来的には使える人間がそこまで到達できていないということがもしかしたらあるのではないかなという気がしております。

○後藤委員 読み手の問題なのですけれども、義務的な情報開示は別として、だれを読み手にするかというのは企業が決めることで、それでもってやればいいことなので、ガイドラインは、必須とリコメンデーションの中でどう選ぶかというのは、私は企業、必須は必須として、の選択だろうと思っておりますので、読み手を決めて、こういうガイドラインをつくるという形はちょっと違うような気がしておりますという点が1点。

それから、今回、環境にある程度特化した議論をするということなのですが、富田さんもおっしゃったのですが、例えば紛争鉱物なんていうのは完全に人権の問題ですし、それから、きのう、おとといと、ソウルで、日中韓のCSRのシンポジウム、富田さんも行かれていました。そこで議論になっていたのは、比較的環境に特化した取組をしていることでカムフラージュしてしまっていて、人権とかそういう取組がおくれていることをむしろ隠してしまっている。これで国際的に本当に評価されるのかという議論もありまして、ここは環境報告書ガイドラインなので、環境にある程度特化するのはいやがらないと思うのですが、一方で、日本の今の報告書の発行では、9割以上がCSRレポートになっているわけですね。その中で、環境の部分、どうするかというと、どんどん薄くなっている中で、これ、どうするかという問題があるのです。一方で、CSR報告書を出しながら、プラスで環境報告書を出そうとしている企業もふえつつありますので、その辺のことを状況を踏まえた上でガイドラインを考えていくということで、ガイドラインに書いたものを全部報告しろということではなくて、必須とそうではないものをどういうふうに考えるかということだろうと思います。

○小野委員 2点あります。1点目は、どこを読み手にするかという話なのですけれども、ジオグラフィックにも考える必要があると思うのです。先ほどトヨタさんの話を聞きますと、15カ国で出されていると、すばらしいなと思っているのですけれども、帝人の場合、一応英訳だけはして、今後、中国語もやろうかとしているのですけれども、英語版は基本的に内容は同じで、英訳して、それをどこに行っているかということ、基本的には海外の事業所に配ると、機関投資家ぐらいたと思うのですけれども、海外の事業所から先はどう行っているか、ちょっとよくわからないのです。そういうだけでいいのか、各国に対応したような内容も変えたりとか、そういうトピックは入れたりとかして出さなければいけないのか、そういったものも考えていかなければいけないのかなど、弊社の課題でもあるのですが。

それと、もう1つは業種の違いなのですけれども、うちの場合、他の3社さんと違いま

して、B to Bですので、B to CとB to Bでは、基本的に顧客が違いますので、開示する内容ですとか、書き方とか、その辺はちょっと違ってくると思いますので、そこは一本化するの難しいところはあるかなと思います。B to Bの場合は、恐らく先ほど言われたおもしろくないということになるかもしれないのですけれども、その辺も1つあると思います。

○加藤委員 この論点の一番上にありました、将来を見据えた開示枠組みと、将来の企業価値、どういうふうを考えていくのかという点でコメントさせていただければと思います。将来を考えれば考えるほど、定量的な情報だけでなく、定性的な情報が必要になってくると思います。もちろん定量的な情報で、CO₂排出量だとか、具体的な数字として、今どれだけ出したかということは、現状確認として非常に重要な情報だと思います。一方で、将来、その数字だけでは見えないところがあると思っております、ついでに、どういう計画で、何を実行していったら、その結果がどうで、そして、将来、また、その次のフェーズの計画にどのように反映していくか、まさにPDCAサイクル的な、計画に対して実行した結果がどうであって、そして、どのように次に反映していくかという目線が必要になるのではないかなと思っております。あと、ステークホルダーの議論もございしますが、一般的な従来からいる運用機関に対しましては、企業の多くの方々がPDCAサイクル、中期経営計画から始まって、実際の企業活動についていろいろとご報告、ご説明いただいていると思います。環境についても、環境だけを特別視することなく、そのように今まで企業の方々が情報開示されていたやり方に乗る形で情報を開示していただくと、よりスムーズにメインストリーム、主要な運用機関にも入っていく可能性が高いのではないかなと思っております。

○上妻委員長 次回の検討会につながる重要なご示唆をいただいたような気がします。この問題は、一体「だれに」、「何を」、「どのように」開示するかということなのですからけれども、「だれに」に関して言いますと、読み手はだれなのかという議論がさんざん出ていましたが、例えば財務諸表だとか、財務報告を考えていただくとわかるように、企業内容情報は一般に社会全体を対象としたディスクロージャーという考え方で開示されています。だから、読み物としては全くおもしろくないです。だからといって、あれがなくていいと思っている人はいないと思います。広く社会全体を読者とする今日のような財務会計の制度ができるのに何百年かの時間がかかったわけですが、環境報告書が日本で初めて公表されてから、たかだか20年くらいしかたっていません。その辺の歴史観も含めて、誰を読者

に想定するのかという問題はもう少し細かく議論していただきたいと思います。

それから、「どのように」というところに関して言いますと、定量的な情報をどう出すのか、定量的な情報の中で貨幣情報と物量情報をどうバランスをとるのか、それから、一番重要なポイントですけれども、記述情報をどのように定量的な情報と結びつけていくのが論点になるわけで、多分、開示技術のイノベーションについて今回の検討会では考えていかなければいけないのだと思います。非常に大きな枠組みを取り扱うことになるわけですが、いずれにしても、今回の検討会は、今後行われるであろうガイドラインの改訂につなげるということですから、ありとあらゆる問題を全部出していただきたいと思っています。

まだ、ご意見はあると思うのですが、時間の制約もございますので、次回以降のことについて話をさせていただきたいと思います。

事務局のほうから、今後の進め方について説明をお願いします。

○猿田課長補佐 それでは、資料6をごらんいただけますでしょうか。今後の進め方とワーキンググループについてということでご説明させていただきます。

今後の進め方の日時なのでありますが、第2回目につきましては1月31日（月）9時半から12時半、第3回につきましては3月14日（日）の14時から17時半と、少し長丁場ではございますが、今のところそのように予定しております。

それから、議案につきましては、今のところ、第2回目に関しましては、金融機関等の求める環境情報開示ということで、金融機関のご参加いただいている委員の方々から、現状の取組等をご報告いただければと考えております。それから、環境経営と環境情報開示の促進策ということで、他国の状況等をご紹介しながらご議論いただきたいというふうに考えております。

第3回目につきましては、規制当局等からの開示検討案ということで、これにつきましては、少し触れさせていただければと考えております。

あと、各ワーキンググループの検討状況の報告と、それに加えて、中間報告案として、何かしらのたたき台を出せばというようなイメージで考えております。

ワーキンググループにつきましては、3つのワーキンググループをつくってご議論いただきたいと思っています。1つは環境報告に関するワーキンググループ、2つ目が環境会計に関するワーキンググループ、そして、環境情報の開示促進ワーキンググループと、その3つになります。

1 番目の環境報告に関するワーキンググループにつきましては上妻委員長、そして、環境会計に関するワーキンググループに関しましては八木先生、3 番目の環境情報の開示促進ワーキンググループにつきましては後藤様に座長をお願いしたいと考えておりますが、それに関してはよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

あと、ワーキンググループの検討事項の案として、それぞれ記載しております。長いのですが、読ませていただきます。1 番目の環境報告ワーキンググループの検討事項は、案としましては、特にグローバル企業など先駆的な環境経営の取組をしている企業を参考に、将来の環境経営のあり方を示唆すべく、真の環境経営の定義やその度合いをはかるために必要な環境情報開示の全体的な枠組み等を検討していただく。また、真の環境経営度合いを同業他社比較するための課題や環境情報の利用促進を図るための課題等についても検討し、来年度の環境報告ガイドライン改訂に向け検討すべき事項を洗い出すというように思っております。

2 番目の環境会計ワーキンググループなのですけれども、検討事項（案）といたしましては、環境報告の枠組みの検討と並行して、環境側面に焦点を当てた企業価値評価のための財務数値及びその開示方法について検討していただく。検討においては、社内の意思決定に有用な環境に関する財務情報、ステークホルダーが真の環境経営を財務面から評価するために必要な情報、当該情報の適切な開示方法などを考慮し、新たな環境に係る財務数値（環境会計）の算定・開示の方向性を見出す。また、来年度の環境会計ガイドライン改訂に向け検討すべき事項を洗い出すというように考えております。

3 番目のワーキンググループなのですけれども、検討事項の案といたしましては、売上が中規模程度、大体1000億円程度を考えているのですけれども、以下の企業において、環境経営の取組や環境情報の開示をさらに推進していただくために、環境経営及び情報開示のコアとなる部分やその開示について検討する。また、取引先へのCSR調達などの大企業における取組などを参考に、環境経営が普及していく中において想定される課題や課題克服のための方策、環境情報開示がより促進されるための仕組み等についても検討するというようなことにしております。

少し長いのですが、一応これは案なのですけれども、大体このようなことでいかがでしょうかというふうに考えております。

○上妻委員長 これだけたくさんの課題があるにもかかわらず、本検討会は3回しかなく、3月には中間報告をつくらなければなりません。また、3回目の検討会には、その報

告書の原案が全部できていなければならないということになります。それまでに作業がすべて終わられるかどうかの不安はありますが、幸いなことにワーキンググループをつくっていただきましたので、ワーキンググループで鋭意検討していただきまして、それを本検討会にフィードバックしていただくことにしたいと思います。ワーキンググループに関連される方は大変だと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この進め方に関しましてご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。——よろしいでしょうか。

皆さんの多大なご協力のおかげで、何とか時間内に終わることができまして、本当にありがとうございました。

ご多忙中のところ、今回はとても熱心にご議論をいただきまして、大体今後の方向性というのがわかってまいりました。出来る限り良い報告書をつくって、次回のガイドラインの改訂につなげたいと思いますので、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日はこれで散会にしたいと思います。皆様、本当にお疲れさまでした。